

第五十八回
国会

参議院物価等対策特別委員会会議録第七号

昭和四十三年四月十九日(金曜日)

午後一時三十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君
理事 岡本 恒君
委員 櫻井 志郎君
田代富士男君

委員 木村 睦男君
高橋 衛君
任田 新治君
山本 杉君
木村美智男君
田中寿美子君

政府委員 大蔵政務次官 二木 謙吾君
農林省畜産局長 岡田 寛夫君

事務局側 常任委員会専門員 坂入長太郎君
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員 国税庁間税部長 佐藤 健司君

本日の会議に付した案件

○当面の物価等対策樹立に関する調査

(物価問題に関する件)

(農林水産物の価格等に関する件)

○委員長(大森久司君) ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

これより、当面の物価等対策樹立に関する調査中、物価問題に関する件を議題といたします。

本件に関し、質疑のある方は順次御発言を願います。木村君。

○木村美智男君 時間が短くなりましたから、少しはしよって、きょうは、大蔵省に酒の値上げの問題について伺いたいと思うのですが、まず第一番に、今回の酒の値上げというのは、いわば、普通一般の物価値上げというふうなものとして、いまして、間接税の引き上げという形をとっている。で、言ってみれば、まあ、税率の変更とか、とにかくそういう税金の問題として扱われているというところが特徴的なんです。しかし、一般の消費者大衆というか、国民にとっては、これはやっぱり税金という映り方をしない。やはり、酒というものの物価が値上がりした、こういうところについて問題があるだろうと思う。それで、特にこの物価の値上がり所得の低い者ほど打撃が大きい。かりに三万円の資金であるが十万円の資金であるが、二級酒の五百五十円は、これはやはり同じ値段だという関係からいって、物価というものはそういうふうな低所得層に特に痛く響く問題であるわけですから、そういう意味では、私は、大蔵省としても、間接税という、あるいは税金をいじるという立場だけでこういう問題を扱うというところは、やっぱり今日の時点では問題だ、もう少し物価という観点というものを重視してこの扱いというものをきめる配慮というものがなければいかぬのだ、こういうふうな思うのですが、この点は、大臣おられないので、次官から、基本的にどういうふうにお考えですか、伺いたい。

○政府委員(二木謙吾君) いまお話をございましたとおり、酒たばこの値上げの問題でございます。特に酒の問題でございまして、私どもも、酒の値を上げるといふことは、その賛成をするものではございせんが、御承知のとおり、いままでは毎年度減税を行なってきたのでございまして、所得減税、すなわち中小所得者の減税をやるということ、これは政府の従来からの方針でございます。昭和四十五年度には百万円までの所得に対しては税金をかけない、まあこういう方針を持っておるわけでございます。それで、今回、四十三年度の所得減税につきまして、いろいろ財源というものを考えてみたのでございますが、公債を増発すればインフレになって、また財政の健全化をそこなうことになるのでございまして、昨年、四十二年度は七十三万円でございまして、昨年、四十三年度は八十三万円でございまして、それを八十三万円で引き上げますという、約一千五十億円の財源が必要でございまして、公債に求めれば一番やりやすいのでございしますが、そういうわけにまいりません。公債は、財政緊縮化の妨けから、できるだけ圧縮する、こういうことで、六千四百億円に圧縮した次第であります。しかし、所得減税に見合う財源をどうするかという点については、いろいろわれわれ省議でも研究をいたしました。省議の際におきましては、所得減税も行なわね、それから酒たばこの値上げも行なわね、そのほうが国民はかえって喜ぶのじゃないかというふうなことも考えたのであります。が、いろいろ世論に聞いてみますと、やはり所得減税はやるべきである、ことに、酒たばこの間接税の増徴ということにつきましては、税制調査会からも、ひとつ諸物価が上がっております、また生活水準も向上しておりますから、この際酒たばこの値上げをしようかという答申がございまして、その答申に基づいて値上げを行なう、こういうことでございまして。

○木村美智男君 大体次官の答えられていることは話の中身はわかるわけですが、しかし、聞きよいうによつては、酒たばこを上げて、実際問題として所得減税という形で見返りをやっております、じやないかというふうにも聞かれます。ところが、酒たばこだけで、あとは一切値上がりなしというなら、その理屈で十分いいと思う。もう四月一日から国鉄が上がり、それから、タクシー料金だ、通運料金だ、そのうち消費者物価も何とかせなければならぬという話も出てくるでしょう。それから電話の基本料金は自動的にこれは上がってくるかというふうなことで、さらにこの酒たばこに便乗して、指定以外のものもつり上げようということになる。こういうことから考えみると、特にいま政府がある程度予算やなにかによつて、やる気になれば、あるいは押えることもできる。値上げについてははよく根性を入れて押えていかないと、それはやはり一つの物価値上げというムード、と言つては何ですが、そういう雰囲気は何となくそこにかもし出されて、そういう結果になつてくる。だから、今回の場合なんかも特に間接税という税金の問題としてながめるのではなく、やはり物価の問題としてどういふものではないかと、阻止する考慮というものをしつかりと主管である大蔵省としては考えておくべきではないのかという点を言いたかつたわけです。その点はあまり論争しようと思つておりません。予算の全体の話になつて、公債の話もありましたけれども、そういう話を聞かされれば、それなら何でも、ほかのはいふはつたけれども、防衛費とか警察関係だけは大体満ち足りていて、防衛費とか理屈だつて成り立つわけなんです。だから、そういうふうなふろしという観点を重要視して、とにかく、単にこれは税金の問題だといふふうにながめるのは今日の経済情勢の中ではうまくないです。よといふことを特に申し上げておきたいです。特にこれは御答弁いただかぬでもいいです。次官が、いや、それならやめますとお答えできるなら答弁もいらすけれども、そうも言えそ

うもないですから……。

○政府委員(二木謙吉君) お説ごもつともでございまして、やはり今回の酒たばこの増税というところが物価にできるだけ響かぬようにしなければならぬ。こういうことではいろいろまた関連して物価が上がるということでは相ならぬ。全くあなたのお考えと同様でございます。まあ政府といたしましては、本年度の物価上昇を四・八%、できるだけそれに押えていくという考えをもってやっいていく考えであるということをお願いいたします。

○木村美智男君 次官、やはり答弁をいたしたかぬほうが、いまの問題はよかつたようです。四・八%ではほんとうにおさまるかどうかも問題だし、了承してくれといつても、これは了承はできぬので、だからまああつてこうです。

それで、ちょっと酒の値上げの機会ですから、少し、酒に關係をして酒税法の關係でお伺いしておきたいのですが、次官直接でなくともけつこうですけれども、よく聞いていただきたいと思ひます。

実は、酒税法の第九條で、酒類の販売業免許という事で、酒類の販売というやつはいま免許制になつてゐるわけですね。御承知のように、その理由は何かという、酒の税金を保全するためだと、酒税の保全上ということになつてゐるわけですが、そういうことだけで業者制限をするというのには、私はこれは行き過ぎではないのかというふうには思ふ。というのは、何かという、酒の税金というやつは製造をするメーカーのほうから取つてゐるわけですね。決して販売業者から酒税を取り上げてゐるわけではない。そうすると、私のようにならうと考えると、このことを考えてみると、何も販売業者を免許制にする必要はないのじゃないか、逆に、販売業者を免許制にすることによつて、いろいろと業者間でよからぬ相談をしたり、あるいは免許を受けるために、言つてみれば、何というか、いまわしいうわさも出てきたり、いろいろのことがあるので、ほんとうに免許

にしておかなければならぬという理屈があるならそれはいいけれども、そうでないとするなら、やはりこれは考えてみなければならぬじゃないかと。私、酒が値上げになると、やはりそういうことを強く感じてゐるのですから、これは一体どういふことなんですか、これを伺ひたい。

○説明員(佐藤健司君) 酒税法の第九條、第十條に、それぞれ、酒類の販売業免許あるは免許の要件という事で規定がございまして、免許制度を卸、小売りにつきましておつておることになつておるわけでありまして、御承知のように、酒税と申しますと、国税の収入の中で、最近は多少減つてはゐるのだけれども、まだ一%といふ非常に高いウェイトを持つてゐる税金でございまして、そういうことがありますために、酒税法上

「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」といふものを別に定めておつて、それによつて、酒税保全上ということにつきましては、非常に大きな力を入れてきてゐるわけでありまして、かつては相当大きな製造というものがございました。酒と申しますのは、わりあい簡単にできる面はないわけではございません。そういうところから、一時は相当大きな製造があつた。最近におきましても約六十万石程度の製造があるように推定をされておつたが、そういう關係の酒がいろいろなところで売られるということになりますと、酒税の保全上、製造してゐる免許業者の酒税保全につきましたも影響が起つてくるわけでございます。消費税というものは消費者の手元までまいりましてそこで負担されて転嫁されてゐるわけでございますので、その点、販売業關係につきましても特別な免許制度をとつておるわけでございます。

○木村美智男君 どうも、いまのお答えだと、免許制をとつておつてゐるこの根拠が、私、やはり希薄だと思ふのです。製造のあつたのはかつてあつたし、最近もあるやうだといふことですが、それはそれとして取り締まりその他をやるべ

き問題であつて、そのことによつて、こういうことを免許制にしているのだという理屈にはならぬ。販売業者の免許制という問題です。だから、もし、こういうことの免許を与えるのが、何といふか、いま免許を販売業者に与へてゐるものが、たとえば需給のバランスの上で重大な影響を及ぼすといふようなことでもあるのか、あるいは販売業者の数をふやすと、たとえば過当競争になるから、したがつて、ある程度これは免許によつて数を規制するのだといふことなら、たとえばタタシの免許とか、こういうたうなことから類推をしていくと、それなりの理由があるならこれはわかる。ところが、酒の場合は、酒税の保全上といふ——税金を取るのには確かに消費者まで渡つてそれがはね返つてきたことによつて取つていくのだけれども、それは製造業者から取るのだといふことになつてゐるのだから、販売業者から直接税金を取るなら、それはあなたのおっしゃるやうなこともわからぬわけじゃないけれども、したがつて、私は、これはとにかく、できたのは二十八年ころのことなんだろうから、そのときはそのときのようなことで——いや、酒税法そのものでなくて、あなたの例に引かれた酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、これは二十八年にできたので、そういうやうなことからいつて、もうすでに現在の時代に即応してゐないのじゃないかと思ふ。だから、私はいま言つた事実だけではちよつと納得できない。需給の均衡にもし重大な影響があるというならば、そういう例がどこかにあつたのか。それから過当競争になるというなら、過小ぎみにやつておけといふ、あるいはそういう発想でこの法律といふものはでき上がつてゐるのか。いずれにしても、ばくちやにやはり考へてみたけれども、どうも酒税の保全上販売業者を免許制にするという根拠はきつめて薄し、理屈がわからない。こういうことなんぞ、これは私は、あまり、まあ時間の關係で、やりとりしようとは思ひませんけれども、少し検討してみようと思ふ必要があるのじゃないかと思ふ。製造業者はちやんとしまつ

ておつて、製造段階で相当やかましい規則ができておつて、そしてそれをつかてにやれないやうになつてゐるのだし、どぶろくとかなんといふやうな密造の問題があるとするれば、それはそれなりに別途取り締まるべき性質のものなんであつて、そういうことがあるから販売業者を免許制にしてゐるという理屈にはならない、こう思ひます。

○説明員(佐藤健司君) お説のように、免許の關係といふのは、やはり酒税が非常に国税の中に占めるウェイトが高いといふところが主たるあれでございまして、密造云々といふことは、またその当時の歴史的ないろいろな沿革もあるやうかと思ひますけれども、主たる理由としては、やはり酒税が財政物資、昔から言われておりますやうに相当重い税であるといふ点から、それを円滑に、また適確にこれを収入する必要があるといふところから定められてゐるものであるといふやうに考へております。

○木村美智男君 どうもわからぬですな。私は逆に、酒税が国税の中でウェイトが高いといふのならば、なおのこと販売業者をできるだけふやして、過当競争でつぶれない範囲にふやして、相当消費者の便利なやうなところへどんどんつくておいて、酒を売れるやうにしたほうが酒税の保全になるであつて、あなたの言ふ理屈とはばくちやと思ふ。これは、だから議論をするならばよくもするけれども、これは大体もう一回、何と言ふか、検討をしてみなければならぬ条文じゃないのかと、こう言つてゐるのです。

○説明員(佐藤健司君) 現在、酒の数量というものは毎年伸び率が非常に高くて伸びてゐます。いろいろな競争といふものが激しく行なれてゐる状態でありまして、それらの点等から考へてみますと、やはり酒類の価格といふのがある程度以上に下がつてゐるやうなことになるやうな、酒税保全上影響が大きいわけでありまして、それらの点等から考へてみますと、なおこの免許制度といふものは現在の状態では必要なものではないか、こういうふうに思ひます。

○木村美智男君 どうもわからぬですな。私は逆に、酒税が国税の中でウェイトが高いといふのならば、なおのこと販売業者をできるだけふやして、過当競争でつぶれない範囲にふやして、相当消費者の便利なやうなところへどんどんつくておいて、酒を売れるやうにしたほうが酒税の保全になるであつて、あなたの言ふ理屈とはばくちやと思ふ。これは、だから議論をするならばよくもするけれども、これは大体もう一回、何と言ふか、検討をしてみなければならぬ条文じゃないのかと、こう言つてゐるのです。

○説明員(佐藤健司君) 現在、酒の数量というものは毎年伸び率が非常に高くて伸びてゐます。いろいろな競争といふものが激しく行なれてゐる状態でありまして、それらの点等から考へてみますと、やはり酒類の価格といふのがある程度以上に下がつてゐるやうなことになるやうな、酒税保全上影響が大きいわけでありまして、それらの点等から考へてみますと、なおこの免許制度といふものは現在の状態では必要なものではないか、こういうふうに思ひます。

○木村美智男君 酒の税金ばかり特に特別なもの
だという理屈で言われているのかどうか。もしそ
うでないとするならば、たとえば砂糖には砂糖消
費税がある。それなら、あれだって砂糖消費税が
国税の一部をなすことは間違いない。したがって、
砂糖消費税を確保するために砂糖の販売店という
ものを免許制にする、と、こういう議論が一体成
り立つのかどうか。私はこれは同じことだと思う。
砂糖だって、よけいあれば、これは過当競争にな
って、砂糖の値段が下がって、それこそ結果と
してはやはり問題となるから、同じような問題が
起こってくると思う。したがって、それはあなた
のおっしゃるようなことだけでは、逆に、むしろ私
は、そういう販売業者に対する免許制というよう
な形で制限をしていくこと自体は、基本的に言え
ば、これは憲法にいう職業の自由というか、こう
いったようなものに対して問題があるのじゃない
かと、そう言いたくなりますよ。

○説明員(佐藤健司君) 酒類の販売免許という
ものの歴史的な沿革をたどってみますと、これは
昭和十三年ごろに免許制度になっていくわけであ
りますが、その後のいろいろ状況等を見まし
て、その後、酒税の保全及び酒類組合等に関す
る法律というものができて、さらに酒税の
保全については非常に強い姿勢をとってまい
っておる状態でございます。それらの点から考えま
しても、現在の状況等を見ますと、やはりこの免
許制度というものは、現在のこの競争が非常に激
しいときに、非常に大きな酒税というものを円滑
に、また適確に確保していくというためにはどう
しても必要なものではないか、こういうふうに考
えております。

○木村美智男君 どうも、何ほ議論しても、固執
をするだけだね、大蔵省は。言っていることや理
屈は、なっていないね。これは、客観的に国民の
前で、あなたの言っていることとほかの言ってい
ることとどっちかという話になってごらんなさ
い。あなたはやはりこの問題についてはそうい
う自説を固執したり、大蔵省の旧来の方針を絶対

正しいと——あるいは答弁されるあなたが、きよ
うはちよつと、そういうことは権限外で言えない
のだということなら、それはそれでいいが、しか
し、ほんとうにそう信じているとするならば、そ
れはちよつと、世の中の進展にうしろを向いても
の言っているみたいなのだから、これはやはり
もう一回、大臣でも出てこられたときに、ある
いは主税局長でも出てこられたときに何うこと
にして、これ以上突っ込んでやることはやめましょ
う。

そこで、あなたの言われたように、酒税の保全
及び酒類組合等に関する法律というのがあつ
て、その四十二条の第五号にはこういうことが書
いてある。「組合員の製造、移出又は販売する酒
類の販売の競争が正常の程度をこえて行なわれ
ていることにより、酒類の取引の円滑な運行が阻害
され、組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営
が不健全となつており、又はなるおそれがあるた
め、酒税の納付が困難となり、又はなるおそれ
がある」と認められる場合において、「かくかくの規
制を行なう」と、こうある。ところが、その場合
に、「組合員が販売する酒類の販売数量、販売価
格又は販売方法に関する規制」というのがこの
「二」にあるわけですね。さつきも言いましたが、
製造段階でなら、いま言ったようなことは起こ
り得るけれども——起こる可能性はあるし、起こり得る
と私も思いますけれども、販売段階でこういうこ
とが起こるのかどうか。これはやはり疑問に思
うので、過去にそういう事実でもあつたのかど
うか。これをひとつ聞かせてもらいたい。

○説明員(佐藤健司君) 四十二条にありますと
ころの販売酒類の販売数量というものの規制につ
きましては、過去におきまして、合成酒類あるい
はしょうちゅう等につきまして、非常に業界の販売
関係が不振になりました。価格が極端にくずれる
という事態が起こりましたために、昭和二十八年
からでございますが、販売規制というものをや
っておりますし、また、取引条件規制というよう

関係で、しょうちゅう、合成酒につきましては、
三十一年から取引条件についても一応の規制を毎
年更新しながらやっておるといふ状態でござい
ます。

○木村美智男君 たいへん価格が極端に落ちたよ
うなことがあつたので、二十八年から、その合成
酒、それからしょうちゅうについてやったと、こ
ういふお話ですが、あなたのほうはですと、この点
がはたしてそうであるかどうかということにつ
いては、四十一年の六月の一日に、大蔵省告示百七十
七号というのをを出しておるでしよう。この百七十
七号の告示では、どういふことかという、法律
の、いま言った四十二条の五号に規定をするよう
な事態が生じているかどうかについての判断の基
準というものが列挙されている、この通達には、
一つは、どういふことかという、健全な経営を
困難にする程度に低い価格で取引をされている、
健全な経営を困難にするような低い価格で取引を
されているということが一つ。もう一つは、販売
代金の回収が一般的に円滑でなくなる、一軒や二
軒の店じゃなくて、全体的に販売代金の回収が円
滑に行なわれない、こういう事態が起こつた
ときが法第四十二条五号に規定する事態だとい
うこと。あなたの方は告示でちゃんと書いている。そ
ういふ事態が起こつていますか。

○説明員(佐藤健司君) これは、しょうちゅう、
合成酒にいま限定して申し上げますと、昭和二十
八年当時は小売り価格が異常に低額になりました。
そのために、酒税保全上非常に納付が困難
になるのではないかとと思われる事態が起こつたわ
けであります。このときに、組合からの申請によ
りまして数量規制を行ない、その後また、取引条
件についてきわめて酒税保全上おそれのある事態
が起こりました。それから取引条件の規制という
ものを、こちらのほうで四十二条に基づきまして
やっております。この次第であります。

○木村美智男君 時間がないから簡単にはし
ますが、いまの、そのしょうちゅう、合成酒が
た落ちになつて、酒税の保全が危ぶまれてきたと

あなたが答えているやつを資料として出して
ください。私はそういう事実はなかったと思いま
す。むしろ、あなたがいきなり言ったように、
組合からの申請があつてやった。そのところが
むしろ問題なのです。そういうことでやったのが
ほんとうであつて、私が言ったような、あるいは
大蔵省の告示が示しているような基準が具体的に
あらわれたからやったのであるかどうかという、
そこが問題なんです。だから、私がいま言った
ようなことで資料を出してください。

○説明員(佐藤健司君) 近辺の同業者の承諾とい
うことはございせんが、ただ、組合に意見を聞
くということはございせん。

○木村美智男君 その組合の意見を聞いて、それ
はうまくないと言つたら、やはり免許しないの
だ、そうでしょう、よろしいと言つたら免許する
ということ、それは承諾を要件としているとい
うことと何ら変わりないじゃないですか。私は、
これははつきりとした拘束条件つき申請だ、こ
う判断します。それは、答え方は、なるほどやわ
らかい答え方だからさうだけれども、中身は同じ
でございます。私は、こゝろに実は問題が起こつ
てきているから、冒頭にも言つたように、このいま
の四十二条の五号というやつね、この点は、さ
っきの酒税法の九条、十条とあわせて再検討すべ
き問題じゃないか。これはあなたに言つても無理だ
と思うから……。これはどういふ意味で言ふかと
いうと、むしろ競争制限的な、これはカルテル法
だ。だから私は、こういう法の存在について、も
う時代おくれなんだから、大蔵省としては、廃止
するかどうかは別として、検討すべき段階にきて
おるんじゃないかということについて、もうど
ちに結果はなるにしても、こういう価格の下さ
え的な性格が今日の時点では特に強くなつてき
ておるから、まあ、検討してみたいくらいのこと

あなたがおっしゃってければ、大臣や局長があらなくても、りっぱな答弁としたいと思つたんですけれども、あなたは落第です。またあらためて大臣に来てもらつて……。

○政府委員(二木謙吉君) それは、いまあなたのおっしゃられることも私は一理あると思う。それから大蔵省が考へておる酒税の保全についても、これは一理ある。これをいまずと、だれにもかれにも酒を売らせるといふことになつては、これは税の徴収についても非常な混乱が起るのではないかと、かように考へておりますから、あなたのおっしゃるのも一理ありますから、ひとつこれは検討をしてみたい、かように考えます。

○木村美智男君 次官のお答えで、きょうは了承をいたしておきます。

○委員(大森久司君) 大蔵省関係いいですね。

○木村美智男君 はい。時間になりましたので。

○委員(大森久司君) 他に御発言がなければ、本件に関する質疑はこの程度にとどめたいと存じます。

○委員長(大森久司君) これより、当面の物価等対策樹立に関する調査中、農林水産物の価格等に関する件を議題といたします。

本件に関する質疑のある方は順次御発言を願います。木村君。

○木村美智男君 あとで大臣がここに見えられるようですから、一応畜産局長に、この前の続きの問題ですが、お伺いしたいと思うのです。

その前に、四月七日の「朝日ジャーナル」に、畜産局長が、何ですか、インタビューで述べられておる。この点で少しお伺いしたいと思ひますが、この中で「これは質問なんです。『このあいだの日中貿易交渉では、日本が肥料を出す見返りに中国は牛肉を輸出したいといったのですが、日本側はぜんぜん黙殺したね。』という質問に対して、畜産局長は、『口蹄疫という牛、豚、めん羊など偶蹄類のあいだだけに流行する恐るべき疫病があるのですが、中国大陸にはそれが全然ないのだと

いう保証がえられなかったからです。』と、こう言つておられる。全然それがないという保証が得られなかったと言つておるんですけれども、中共政府は、その関係の国に対して絶えず継続的に、しかも定期的にこの獣疫の発生状況というものを月報で通報をしておる。しかも、何なら具体的にあげてもいいのですが、パリの国際獣疫事務局にも、このコピーが保管されておる。もちろん、そういう状態ですから、日本にも送られてきておる。持つていないのは農林省の畜産局だけじゃないかとぼくは思ふんですよ、そういう意味では、これは、実際に自分たちがどういう形で資料をとつていくかわかりませんが、口蹄疫の話、この間えらい詳しく聞きましたけれども、案外、こういうことが全然保証がないんだと、得られなかったんだというように言つておるが、そうすると、あなたは、そういう月報が出ていることも、獣疫事務局に報告されていることも、日本に通報のあることも、全然あなたは御存じないということになる。そうすれば、農林省が、農林省だけそういう資料を持つてないんだということをみずから語つておるに考へられるんだが、この点はどうなんですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 中共から、中共の家畜衛生状態についてのレポートは私のほうでいただいております。しかし、中共は、パリに本部がございます。国際獣疫事務局という組織には加入をいたしております。したがって、国際的には、パリの国際獣疫事務局の本部から各国の衛生状態についての通報があるわけでございすけれども、中共はそれに加入をいたしてございすわけで、正式なレポートでお伺いするといふわけにはまいらぬわけでございす。

○木村美智男君 何かどうも、この間から畜産局長の答えを聞いてみると、とにかく、自分はすわつていて、相手から、あれがない、これがない、全く横着な話ばかりしているんだよな。ぼくは、これだけの問題で国会でも議論をされておれば、そういう態度はよろしくないと思ふんだよ。何の

ためにわれわれは外交活動をほかの国とやつていいのか。外交ルートを通じて、調べようという気さえあれば、それは加盟をしていなくたって、関係国を通じてレポートが回つてくるんだから、したがって、それを見るぐらいのことはできますよ。だから、根本の態度において問題がある。早い話が、きょうも、何を聞くというから、それは口蹄疫の問題について、この間から言われて自信を持つておるんだから、一々こまかいことをおれは言わぬといふことで言つたんだけれども、むしろ、あなたのそういう態度に、今日の中国食肉輸入問題の問題点があるんじゃないかと、ぼくは指摘したい。まだほかにもありますよ。

○政府委員(岡田覚夫君) 先般も御答弁申し上げましたように、私のほうでいたしましては、現在の牛肉の価格等から考へまして、牛肉はここの輸入せざるを得ないといふふうに思つておるわけでございす。その際、できるだけ広い範囲から輸入をすべきであるといふふうな考へ方は、もうすでに数年前からそういうふうな基本方針を立てておりました。したがって、現在輸入禁止の地域となつております地域からも口蹄疫等の悪質の病気がないといふことで輸入の禁止を解除して、もらいたいといふふうな要請があります場合には、その要請に応じまして現地調査をし、また必要な資料を求めまして、それで総合的な判断をいたしました結果、輸入して差しつかえないといふものにつきましては輸入禁止を解除いたすことになつておるわけでございす。中共につきましても、その例外ではございせんので、必要な調査なり、必要な報告が得られて総合的な判断をいたしまして、それで問題がないといふことであれば、輸入禁止を解除するといふふうな考へ方に変わりはないわけでございす。ただ、残念ながら、私たちのほうで必要と思はれる資料の提供が得られませんが、総合的な判断をするといふことが不可能であるわけでございす。これにつきましても、先般も申し上げたかと思ひますけれども、

国交が開かれておりませんので、政府と政府との

間での問題について話し合いをするといふことがなかなかむずかしいわけでございす。したがって、L.T.交渉の際にも、ぜひこういうふうな資料の提出をお願いするといふことで依頼をいたしたわけでございすけれども、残念ながら要求をいたしました資料の提出を受けることができなかったといふふうな状態でございす。その後、民間団体等から私たちのほうにいろいろ話がありまして、できるだけ民間団体においてもそういうふうな資料の提供を行なうようにひとつ努力をしてもらいたいといふことを申しておるわけでございすけれども、残念ながら、まだそういうふうな状態になつていないわけでございす。私たちのほうでは、まあ可能な限りにおきましてそういう努力はいたしておるつもりでございすけれども、残念ながら、その成果があつておらないといふふうな事情にあるわけでございす。

○木村美智男君 それじゃ伺いますけれども、現地調査をするなり、資料の提供を求めるなりして、輸入地域の要請についてもこたえる考へがある、こう言われておるわけでございすけれども、これは私は、だいたい局長のいままで言つたり書いたりしてきた態度から言つて、ニュアンスだけだけれども、相当うまいことを言つておるような気がするのです、いままでからいって。

そこで何うなのですが、現地調査という問題については、もうすでに三回もやられたのじゃないですか。しかも、その三回もやられておることについて、あなたのおっしゃるような中で、ある程度私は、これは何といふのですか、そういうことからいふ、いいじゃないかといふことで、踏み切るような機会が二、三回あつた。そういう態度から言つて、今日の農林省の態度としては、最終的には大臣が政治的な責任者の地位であらうけれども、岡田さん、あなたが畜産局長になつてから特にこれは足踏みしちやうっている、こういう印象を受けておるわけですか。だから、そういう意味で、現地調査という問題については、それではどの点がどういふふうにいけないのか、それを答えてくださ

い。

○政府委員(岡田覚夫君) 現地調査につきましては、お話のように、過去三回調査されておるわけですが、この調査が十分であるかどうかという点につきましては問題はあると思ひますけれども、むしろ、私たちのほうが求めておるものは、五つの項目についての資料の提供を受けるということでございます。三回の調査によりまして、この調査では、生産地域についての調査を行なわれていないわけですが、しかし、一般の衛生状態なり衛生組織というふうなものについては、調査の結果、中共の状態というものについては判明をいたしておるわけですが、むしろ私たちが問題にいたしておるものは、それよりも必要な五つの項目についての資料の提供を受けるということであるというふうに私たちは判断をいたしておるわけでございます。

○木村美智男君 その五つの項目を聞かしてくだい。

○政府委員(岡田覚夫君) それでは申し上げます。

まず第一に、過去における口蹄疫の発生状況と実害、第二に、いままで行なわれた口蹄疫の撲滅方法の具体的な経過、三、口蹄疫ワクチンの製造、種類、製造方法、利用目的等、四、口蹄疫の診断方法、五、その他最近における不明疾病の発生状況、こういうことでございます。

○木村美智男君 だから、それは、畜産局長ね、こういう、あなたが常識的に考えてもできませぬようなことを五つの項目だなんて、もっともらしく言つて話をしているから、それで問題が一つも進まないのです。だから私は、ある程度これは政府の方針なんだというならば、何も畜産局長にむやみやたらに、口蹄疫がどうのこうのということとは言おうとしていいんです。あなたは、それ以上のことは私の権限でございませぬとか、私の答える範囲でございませぬと言われれば、これはなるほど畜産局長にどうこう言つても無理だと思ふ。しかし、ここに述べられている過去の口蹄疫

の発生状況がどうの、撲滅方法がどうの、利用目的、診断方法がどうのというのは、こういうことは初めからできない相談を持ちかけているんじゃないですか。あなた腹の中で考えたつてちつとも——腹の中じゃ、岡田畜産局長といえども、こういうことを言うことは、どだいほんとうの話、無理なことだとひそかに私は思つてゐるんじゃないかと思ふんです。

そういうことをあなたが言うならば、それじゃあなた、第一回の調査団のときのことを少し聞きたいんだが、三十一年の十月に、高松博士が団長になつて、六十日間中国を回つてこられたでしよう。そしてあなたもたぶん読まれたと思ふんですが、私も少し読ましていただきました。この報告書を見ると、これは農林省に、三十二年の四月、帰つて報告をしてあるわけですが、これを見れば、なるほど、過去の中国というものがイメージとして頭にある者にとつては、そんなに百八十里りっぱになるものかという疑惑が確かに起るほど、実は、なかなかりっぱな報告書になつてゐるわけですね。りっぱなというのは、中国における衛生状況なり、あるいは今日の家畜の管理体制なり、そういうものがきわめてりっぱだということがこの中で報告されている。そこで——二回、三回の話は、またあとからやりますから。これは局長、念のために申し上げておきますが、私は、納得ささしてもらつたら、この話はきょうでももうやめますけれども、そうでない限りは、毎回、物価の委員会の中で、私これをつけていきますから。というの、その第一回の視察の結果、いま北陸鐵道の社長になつてゐる柴野さんが、当時、あなたと同じように畜産局長をやつておられた。そして、そのときの衛生課長は齋藤さんという人、遺憾ながら、この人が今日現存しておれば、私はこの問題なんというのは一挙に解決する問題だと思ふんです。非常に太っ腹な人だったさうですが、けれども、私実はお会いしてないんでわかりませんが、その齋藤衛生課長が実は立ち会いというか、その許可のもとに、どういふことをしたかという

と、東亜食肉協同組合に対して見本輸入を認めたんです。この事実を知つていますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 認めておるといふことは承知いたしております。

○木村美智男君 どういうことを承知しているんですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 陳情書の提出がありまして、これは承知いたしておりますけれども、認めたいという事実は承知いたしております。

○木村美智男君 それじゃ、こういう事実は知つていますか。昭和三十一年の二月ごろですが、時の農林大臣は河野一郎さんですね、いまはなくなつた。そのときに、青島牛を入れた実績のある組合は、その際ひとつ全国一本になつて、そして中国の食肉輸入のための組織をつくれという内々の話があつて、そして、これが三十一年の五月二十日に、時の代理であつた高橋達之助氏が——これは農林大臣の臨時代理だ。その臨時代理が、この中国食肉を輸入するための受け入れ団体としての認可書を出しているんですが、これは御承知ですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 家畜を輸入する商社が集まりまして、家畜輸入商社の組合をつくつたということは承知をいたしておりますけれども、中共の牛を入れますために、それを指導してつくつたというふうなことは、私承知をいたしていません。

○木村美智男君 だんだん核心に入つてきましたので、それじゃ、局長ね、あなたのおっしゃるやうに、家畜ということでもいいでしょう。家畜といふことでもいいが、その家畜の中には牛肉も含まれておつて——あとから証拠品も出します。が、事実そういう組合をとにかくつくつたことだけは間違ひございませんね。これは許可書がいまここにあるんですから。

○政府委員(岡田覚夫君) 食肉の輸入につきましては、輸入食肉商社協議会というものができております。また、家畜につきましては、家畜輸入商社協議会というものができておりますことは知つ

ておりますけれども、それは別々でございまして、同一のものではございません。

○木村美智男君 いま局長の言つたものと少し違ひましてね。私が言うのは東亜食肉輸入協同組合というのについての設立認可書です。

○政府委員(岡田覚夫君) 東亜食肉というのとはともあつたようではないですが、それと別の団体とが合併いたしまして、食肉輸入商社協議会と全国食肉事業協同組合連合会というふうなことになるようでございますが、それは承知をいたしております。

○木村美智男君 それはいつですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 日付については資料を持っておりませんので、はっきりいたしません。が、あとで調べまして提出をいたします。

○木村美智男君 そうすると、いまの全国食肉何とか組合というものに合同をしたといわれる一つとして、その東亜食肉輸入協同組合というものが農林省から正式に、これは三十一年の五月二日付、高橋達之助閣下大臣によって許可をされてゐる。このことはお認めになりますか。

○政府委員(岡田覚夫君) それは、ちよつと、日付なり、だれが許可されたかというののははっきりいたしませんけれども、食肉の元売り業者の団体として全国食肉事業協同組合連合会というのができたわけでございます。それに合併をいたしたわけでございます。したがつて、国内で元売りをやるといふふうな会社であつたといふふうに了解をいたしております。

○木村美智男君 その根拠法律は、そのときはどういふものによつて許可をされたのですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 中小企業の協同組合でございませう。

○木村美智男君 いま私が申し上げたそのものは、その後合同をされたという、それは一向差しかねないんですが、その東亜食肉の組合が、これが中国から、第一回の視察の結果、見本輸入ということで許可をされた。そして実際に向かうの「天津商品検査局」、こういうところから——これ

に、口蹄疫というのは非常におそろべき病気でございまして、英国の例に見ますように、一度流行しますと、四十二万頭程度の家畜がこの病気にかかりまして、殺処分しなければいかぬ状態になるわけでございまして、御承知のように、日本では肉牛の生産が減りつつあるというふうな状態にもあつたわけでございまして、したがって、そういうふうなおそろべき病気がはやりまして国内資源を喪失させるということは極めて重大な問題であるというふうなことから、慎重な扱いをすべきものであるというふうな判断をいたしましたわけでございまして、したがって、事は政治問題ではなくて、全く家畜衛生上の技術問題でございまして、したがって、国内の権威の意見を十分聞いて、その判断に基づいて措置するのがわれわれとしては当然のつとめであるというふうな考えでございまして、そういう趣旨から諮問をいたしましたわけでございまして、諮問の結果、少なくとも五つの項目については十分な情報を持って、しかる後に行政的な判断をすべきであると、まあこういうふうな意見が圧倒的に強かつたわけでございまして、そういう趣旨から、われわれといたしましては、この五つの項目につきまして中共側に資料の要求をいたしまして、その要求の結果に基づいて総合的な判断をしたいと考えておつたわけでございまして、私から申し上げるまでもございせんけれども、この五つの項目と申しますのは、獣医学上からいえば、もう基礎的な常識的な事項でございまして、特に輸入をしないために言えないことを要求しているなどというものは全くないわけでございまして、世界のいずれの国におきましても、日本に輸入の要請をいたしません。これは、これだけの資料は、もう要求するのは当然過ぎるほど当然でありまして、過剰な要求資料であるとは全く考えていないわけでございまして、そういう意味から、少なくとも日本に売りたいのであれば、これくらいの資料の提供ができてくれば国のほうでよろしいということ、なかなか衛生技術的には申し上げられないというふうに私たちは考え

ておつたわけでございまして。
○木村美智男君 いま、英国の口蹄疫の話がありました、なぜそのイギリスの話をごへ出すのかよく私わかりません。イギリスはね、あなたも承知の上で言っているのだから、アルゼンチンから輸入しているんです。アルゼンチンから持つてきてあそこ口蹄疫が出たからといって、いまこの問題を議論しているときにその問題を、たいへんおそろしいんだといってやっていると、あなたの今日の態度なんですよ。さっき私が読み上げた「朝日ジャーナル」のこの「インタビュー」もそうだし、衆参両院の委員会でも毎回やっていることもそうなんです。そこが、きわめてあなたの態度というものは意識的だと言ふんです、私は。

それじゃ、また伺いますがね、あなた、それは権威の意見と言ふけれども、この岡田中先生は何と答へられていますか。これは、岡田局長、いま日本に田中良男博士以上の獣医学の権威者がおりますか。私は、田中さんがこの間も言っているように、だれが行つてみたつて、一〇〇%全くの疑問がない、不安がないなどということはありません。それと、不安がないなどということはありません。それから、これはいふまでも、あなたが言うように、輸入を断るための口実にしているような、五項目のそういう純技術問題などという言い回しの段階じゃないと言つて、ぼくは、これこそまさに、政治的な段階という意味は、私はそういうことを言っているのです。田中さんがこれ以上保証ができないものを、だれが一体保証するのですか。あなたはいみじくも、中国から技術者を連れてきて説明をしろなどということまで言っている。田中さんの言うことは信用できぬけれども中国の獣医学者の言うことは信用できるとあなたがおっしゃるのですか。しかも、中国に対して五つの項目を要求したと言ふけれども、いつの時点でどういふルートを通してだれに要求をしてその後どうなったのか、これもひとつ答へてもらいたい。何かばくも、ちょっと声が大きくなっている

けれども、あなたの態度というのはいさめて意識的に挑戦的だから、私もこう言っているだけでね。人間というのは、大体弱みのあるときには、いたけだかになるんだ。そういうものなんだ。今日の時点で、あなたがそれをたいへん自慢らしく言うならば、戦争前に青島を日本が輸入していたでしようが、そのときに中国に口蹄疫がなかったか。口蹄疫のあつたときに日本が輸入をしておいて、いま、一九六二年以来に言っているのには今度は輸入をしないということ、国民の常識から考えたら納得のいかないことなんだよ、あなた。そういう単純なことをあなたに言われるまでもないじゃないか。そこをこで、なんか、たいへん意識的にイギリスの例やなにかを出されて言われるから、ぼくだって多少は声が大きくなるがね。だから、冒頭にも言つておる通りに、この問題はもつとすなおに将来の食肉事情の展望を考へれば、大抵昭和四十六年から五十年にかけて四十万トンくらい不足するだろうという一つの問題点がある。この食肉需給の展望が一つ、それから、いま中国の船舶問題をめぐつて、自民党内部には、前向きで行くべきだといふのと、いや吉田書簡があるからという意見とあつて、いまいろいろ議論をしておるところなんです。そういう事態の中で、あなたが無理にそういう情勢の進展にさおさすようなことに固執をしておるところに一つ問題点がある。外貨獲得だとか、貿易振興政策だとかというのは、佐藤内閣の方針じゃないか。そうしたら、障害があるならその障害をできるだけなくすことにつとめるのが農林省の官僚の役目じゃないか。それを、あなたはなるべく開かないように、国際収支の赤字は解消しようがしまいがそんなことは知つちやないという態度で、とにかく中国の食肉輸入については、純衛生的とか、純技術的といううまい口実をつけながら、相手が答えられないようなことだけを注文として出して、無理やり突つかい棒をしておるのが岡田畜産局長なんだ。そういうことを全体的に考へて見ながら、多少この辺で、農林省と

しては少し頭を冷やして、いままでつてきた方針はとつてきた方針でいいというのだ。いいけれども、戦前ではちゃんと輸入をしていた。そのときにはただ手ぶらで輸入したのじゃない。青島に日本の検疫所まで置いて、そしてそこには、現にまだ生存しておられますが、入江さんが所長をやつておられたことがある。そこで、あそこへ一週間係留をしておいて、十分見きわめて、そしてだいじょうぶだというふうなやつをどんどん入れてきたのです。いまは、あなたも御承知のように、当時よりはるかに獣医学だつて進んでおる。当時できたことが今日やれない——入れる気がないじゃないか、現に。入れようという気があるならば、できるだけのことを、こういうこともやります、ああいうこともやりますと、やつた結果、先生そう言つたつてこれは無理ですと、こう言うのなら私も何と言ふぬというのですよ。ところが、そのことについて具体的にやりやせぬじゃないですか。やりやせぬやつをいまからあげるから……。

まず第一に、あなたは中国に要求をしたと言ふけれども、いつの時点で、どういうことを、どのルートを通して要求したのか、それをまず明らかにしていただきたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 一昨年の五つの項目が明白でないとむずかしい、ということを含めたわけでございまして、その結果、一昨年L T貿易交渉の際に岡崎さんが参られましたときに、私のほうの要求いたしておりますことを手渡しいたしまして、これについての回答をお願いいたしましたわけでございまして、それについての回答は得られなかったわけでございまして。

○木村美智男君 それは一昨年の話です、L T貿易交渉は。今回はどうしたのですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 一昨年の結果、岡崎さんから報告がございまして、なかなか得られないというふうなことでございまして、昨年の交渉の際には、その点は御了解をしておりました。お

ことの要請はいたしませんでした。

○木村美智男君 まあ、おとしの話はいま初めて伺ったわけですがね。そのときの出した文書、その写しですね、それをひとつ資料として出して下さい。

それからあなたにまた聞きますが、そんなにあなた心配ならば、現在中共からソーセージの原料になる羊のはらわたですか、腸ですわな。これを大体日本の高級生産品の六割くらいが使っているはずですね。これを塩づけにして持ってきているわけですね。こういうものについて、私は、やっぱりあなたの得意になっておっしゃる口蹄疫のビールスというやつね。ビールスというのは、何も牛から牛にだけうつるわけじゃないですね。これは、人間のからだであろうが、靴であろうが、衣服であろうが、みんなくっついてくる。だから、あなたがそんなに神経質になるなら、羽田の防疫体制どうやっていきますか。ほくろも中国へ行ってきたけれども、消毒もしなければ何とせぬわね。人民公社の牧場も全部視察もして回ったし、荷物もさんざん持ち歩いて回ってきた。そんなにこわいなら、羽田のあすこで今日防疫体制がちゃんととられていなければ、あなたのおっしゃる理屈はわかる。ところが、そういうことは何もしていない。現に諸外国は、中国から牛肉をイタリイもフランスも入れているじゃないですか。入れておいて、イギリスはまたまたその口蹄疫が蔓延したと、たいへんな国家的損失を受けたと言っているけれども、それは中国の牛肉じゃないじゃないですか。イギリスはアルゼンチンの汚染地区から持ってきたのじゃないですか、南米のアルゼンチンから……。その話をこへ出してくるということが私意識的だと、こう言っているのですよ。そういうおそろしいということは、わしはこの間の田中先生の話を聞いて、あるいは現にそういう話というものを二、三回聞いて知っているんですから、したがって、そんなものは無視してやれと言っているのじゃないですよ。そういうものがあるからこそ、いろいろの手段、方法を講じて入れるという

立場で努力をしたらどうかと言っている。そのことについての努力というものが私は足りないと思う。だから、ただ単に断わるだけのようにしか私たちにとはれない。

そこで、あなたに聞きますよ。フランスは、私汚染地域だと思っているんですけれども、これはどうなんですか、一言でいい。

○政府委員(岡田覚夫君) 食肉の輸入禁止地域でございます。

○木村美智男君 北海道に曾田玄洋牧場、このあつことを御存じですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 承知いたしております。

○木村美智男君 ここにはフランスのシャロレーという牛が大体二百頭近くいるのですが、御承知ですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 承知いたしております。

○木村美智男君 この点は、単なる肉じゃないからね。もとは二百頭じゃないですけども、本物とをかくフランスから持ってきたのですから、これはどういふふうに説明してくれませんか。

○政府委員(岡田覚夫君) フランスから食肉の輸入を禁止をいたしております。家畜につきましては、種牛について輸入を認めておるわけでございますが、それに関しましては、フランス政府と日本政府との間に家畜衛生に関する協定を結びまして、その協定に基づいてそれが履行されておるといふ状態のもとにおいて輸入を認めておるわけでございます。

○木村美智男君 その協定というやつは、いわゆる一〇〇%保証のことで、そういうものなんですか。絶対に口蹄疫というようなのはその協定によつて排除できると、こういうものなんですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 現段階においては可能な最も徹底した検査の要求をいたしておるわけでございますが、日本に到着いたしました日本の検査所においてなお検査をいたしました結果、口蹄疫フリーなものを国内に輸入させることにいたしました。

ております。

○木村美智男君 そういうようなやり方を、相手方に対して、中国の場合にやるといふことは考えられないのですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 現在、家畜の輸入は割り当て制になっておりまして、原則として種畜のみの輸入をしておるわけでございます。で、大量の牛を輸入しましてやるということとは不可能に近いというふうには私には考えております。種牛につきましては、量的には限られておりますので、そういうふうな厳重な検査を国内でやることも可能でございますけれども、大量な肉牛を輸入するということは、はなはだむずかしいというふうに考えております。

○木村美智男君 畜産局長の言うことは詭弁もはなはだしい。種牛だろが何だろが、牛には変わりない。何言うのだ、あなた。そういうごまかしみたいなことを言ったってだめなんだよ。種牛であろうが何であろうが、牛であることには変わりない。同時に、汚染地域から持ってきているのは変わりない。あとは、量が多いか少ないかだけの話じゃないですか。そうしたら、つまり、サンプル輸入だとか、見本輸入だとかいふことは、種牛がわずかに三頭やそこらならいいのだということになるならば、そんな見本として牛のままだっていいし、持ってくるのがちよつとあれだから枝肉で持つてくるという、こういう関係になるだけの話なんであって、そこからだつて解決の見通しというものは立ってくるじゃないですか、やり方というものが。だから、そのことと、さっきの五項目という問題ね、五項目というのは、うしろを向いて出している条件じゃないかという意味は、それを言っているわけですよ。そして、あなた、それはやはり種牛として来てもちちらでちゃんと検査する。動検かなにかでやるのでしょう。消毒したり、検査をしたり。そのことと同じことを中国内に対してもやってみたらどうですか。そういうことが技術的に——あなたは技術論だと言ふから技術的に言うわけですよ。技術的に

可能じゃないですか、それは。

○政府委員(岡田覚夫君) 肉については検査は不可能でございます。したがって、フランスからも肉の輸入は全く認めておらないわけでありまして、家畜につきましては、一定の条件を整えた場合に輸入を認めるということにいたしております。その前提として、フランスの口蹄疫がどういふ状態にある、ワクチンはどういふものをどういふふうに入射しておるといふ事柄は、先ほど申し上げました国際獣医事務局あるいはフランス政府を通じておおむねわかっているわけでございます。したがって、そういう状態にあると、したがって、輸入をいたします場合には、口蹄疫が過去何カ月発生をしない地域であるとか、あるいは口蹄疫のワクチンを注射をしていない牛であるとか、そういう条件をつける上に一定の診断をいたしまして、その結果口蹄疫がないということが明らかになったものにつきまして、国内の検査所に入れますので、そこで種々な検査をいたしまして、口蹄疫フリーという状態にある場合に輸入を認めるといふことで相当な手続を要するわけでございます。したがって、肉の場合と家畜の場合とは全然違うということをお断りしたいと思つておるわけでございます。

○木村美智男君 だから私は、何もそれは肉でなきゃならぬなんて言っていない。結論は、最後に人が食うのは、まさか、まるのまま食べられないでしょう、だからそれは牛肉と言っているのだから、あなたおっしゃる通りに、肉では検査できないというなら、まるのまま持つてくればいいじゃないですか。これを横浜の動検なら動検に持つてきて、そしてそこで検査をする。やつてみて、しかしそれはただそういうわけにはいかぬから、向こうで十分警戒をして、たとえば汚染地域といつたって、中国全土がそういう口蹄疫の汚染地域じゃないでしょう。ですから、できるだけそういう汚染地域でないところを指定をして、まずひとつその牛である、それから、あるいはそれに対す

る注射という関係もある。これに対するワクチンは、中国は生まを使っておるようすだけれども、大体八カ月たてばこれは効果がなくなっちゃうというのですから、一たん生まワクチンを飲ましたものを、十カ月たつたらいわけです。そうすれば、それをまず、その大陸の接岸の地域まで持つてきて、一週間なり二週間なり、そこに係留しておいたらい。そこでやはり、日本の獣医さんを送るぐらいの外交折衝は、今日の日中関係の中だとはいながら、私はできると思います、こちらにやる気さえあれば。そうしてなおかつ、持つてきて、その結果、横浜の動検でやられるでしょうから、そこでまた検査を厳重にやって、その結果を見て、あとどうするということぐらひはきめるといふ、前向きな姿勢がどうして農林省としてとれないのか。ここだけが、私はきわめてあなたに残念なことなんです。あなた、いろいろ言われているから、これはまじめだからなのこと固執しているということも一面わかるから、それはいいけれども、しかし、やり方というのはまだいろいろあるんじゃないですか。

だから、技術者を派遣する問題、さっき言ったワクチンを打った牛を入れて、そうして係留する問題、汚染されていない地域を選んで、その牛であることを指定をする、あるいは屠殺前に集団検査をやる、日本の技術者を派遣をする、それから日本へ入れるのは地域をきつと限定する、入れたらどういふところにおいてどこかを検査する、そうして終わったら、たとえば焼却なら焼却する、こういう諸点をきつときめて——こういう議論を二回も三回もやらぬで、そういうことをひとつ大臣と相談をしてやってみる気がないかどうかということなんです。

私は、いま申し上げたことぐらひなら、これは想像だけでも、いまの日中関係の中なら十分話し合ひのできる問題だ。で、そのことが、もし国内の畜産の問題にどういふ影響を持つとか、あるいは肉牛の生産の問題にどういふことになるのかということになるなら、また別な問題で私は議論

をしたいと思う。特にあちらの肉は、それは局長は、えらい豪州肉などまづいと言わなければならない。豪州肉もかつて冷凍して来るのだから、まづくるのはあたりまえだ。単に草地じゃなくて、野放し、放し飼いだから、まづいというだけじゃない。しかし、あそこなら、せめて、三十日も豪州からかかるのを、三日もかかれ持つてこられる。運賃は半分で済むという関係だから、その味にしても、値段にしても、私はキロ当たり二百五、六十円が入ってくるのじゃないかと思う。そうしてそれを日本の肉との関係とか、ある程度ほかの輸入肉とのバランスで考えていくならば、そこから出てくる余剰金というやうなものを、日本の畜産振興対策に具体的にあてていくということ

を、どうして農林省は考えないのか。あなた方、ほんとに日本の農業を愛しているのかどうか。再販問題で小売りがいま何とかがしてやめてくれと言っているが、そういうことと同じように、ほんとに小売りの皆さん方の将来をおもんばかってやるといふ政策であるならば、むしろ再販というものをこの際やめてしまふということと同じように、この際中国の食肉輸入問題に一歩足を踏み出して、ほんとに危険があつて、発見されたらやめればいいのです。そうでなければ、いま言ったやうなことで国内の畜産事業をどんどん育成して、そうしてやがて外からの輸入なんか待たぬで、国内だけで需要が満たせる、まかなえる、このくらいのはやがて長期展望に立つてこの問題をやるべきじゃないのか。そのことが、よけいなことを言われて中国敵視政策だの何だのということに対する無言の実証になるのじゃないか。あわせ考えたら、一石五鳥くらの話だ、この話は。

だから、組織をもつて文句を言っているものを政治家というものは取り上げやすいけれども、こんなばらばらな消費者相手の問題ですよ。別に票になるから取り上げているわけじゃない、これは。ほんとうにそういうことが今日の日本の政治の中で欠けているということを私は言いたいから、この問題を言っているのだ。そこを畜産局

長、少しわかつてもらえぬだろうか。最後に少しそういう話を聞かせてもらいたい。時間が予定を十分ばかりオーバーしましたから、あとはまた大臣と、きょう残った問題について……。あなたの回答のいかんによつては、次にまた来ていただくということになりますから。

○政府委員(岡田覚夫君) 先生におことばを返すやうで、はなはだ恐縮なでありますけれども、われわれも中共からの肉の輸入を阻止しようなどという考え方は、役人として持つておらぬのであります。国の政策として、中共から必要なのは輸入するし、輸出するという方針でございますから、現に、たとえば鶏の肉等も、いま自由に入っているわけでございまして、決して、中共から入れるのがいやだからとか、入れるべきでないからということをやっているわけではございません。いろいろの方法はないかというわけで考えておるわけでございまして。たとえば、いま先生がおっしゃったやうなことも、輸入すると思つれば、私はできないことではないと思つております。しかし、中共の口蹄疫が国全体としてどうあるのかということが全くわかつていないわけですね。ワクチンにつきましても、生毒ワクチンを注射していると言いますけれども、どういふ生毒ワクチンかということは、国際的にも生毒ワクチンがきつというところは、まだはっきりした定説になつておらぬわけでありまして。死毒ワクチンをいま世界各国は注射をしているわけでありまして。中共は生毒ワクチンを注射していると言つておるのですけれども、生毒ワクチンというのは一体どういふもので、いづれくらい効力があるのか、効力の継続期間はどれくらいあるのかということは全くわからないわけでありまして。そういうものがわからないと、いま先生がおっしゃったやうなことをやるうにも、なかなかできないということでございますので、したがひまして、たとえばそのワクチンの注射をいたしますと、自然の病毒との間に血液の中の抗体が違わないわけでございますから、その生毒ワクチンによる抗体が出ておるのか、あるいは

自然のウイルスによる抗体が出ておるのかという区別もなかなかつかないというふうな問題があるわけでございまして。したがひまして、そういうふうな状態がまづつまびらかになりませんと、われわれとしては安全であるということ措置をするということとはなかなかむずかしい。そこで、これがはつきりわかれば、それに相応した処置というものをおわれれば十分といつていけると思つておるわけですね。その一番肝心なところが、知りたいところを知らしてもらえないといふところが、私たちが問題があるわけでございまして、できれば中共からも入れたらいいという考え方を持つておるわけでございましてけれども、その前提条件を知らしてもらえないと、私たちが、国内の生産を預かつておる立場からいたしまして、生産者側から反対の声があらます場合に、だいたいどういふことはなかなか私たちがとしては申し上げにくい。そこら辺が一番問題だと私たちは思つておるわけでございましてから、できるだけ、われわれの希望する、しかも過剰の要求をしておるわけではなくて、ほんとにこれくらいのことでは知つていなければならぬということだけを要求しておるわけですから、中共のほうからそれに協力してもらいたいと私たちは考えておるわけでございまして。

○木村美智男君 もう畜産局長には大体言うことはあります。いまの最後のことばの中でも、私がほんとうにわざわざ一時間以上もかけていろいろ申し上げたことをちつともわかつてもらつていないのです。あなたは獣医さんかどうかしらぬが、あなたが獣医さんなら、いまのお話、私も耳を傾けなければならぬと思つたのです。獣医学界の世界的な権威者である田中さんすら、大体だいたいどういふだと思つたのを、りっぱなお医者さんなのか全然お医者さんでないのかわからぬけれども、あなたは、ああだこうだとつべこべ言つておられる。これが官僚の一番悪いところなんです。だから、きょうはこれ以上論争しません。大臣とやりましますし、また、必要によつては、あとで消費者保護基本法という法律も出てきますから、

佐藤総理にも十分、出席を求めて、やりますから、あなたにこれ以上のことを聞いても、これは無理でしょう。しかし、それがあつた程度、これは国の方針的な問題としてじゃないにしても、私の判断としてはちよつとむずかしいと言ふならいいと思うが、あなたは非常に自信をもつて答へられた。しかも、それは大東亜戦争の竹やりみたいなもので、お医者でもないくせに、医学的なことをべらべら、知つてゐるような顔をして、ものを言つておつたところが一番悪いところなんだよ。それで、なかつ、ワクチンが何カ月もつかつかわらない。おれみたいなしつこいものにも、三日たてば、大体八カ月ぐらいいつたやないか、三日月たてわかつてくるのです。そういうことなんだから、あなたもその点は——私も少しこつぱを言ひ過ぎているかもしれないけれども、まあしばらく、一週間ばかりは冷蔵庫へ入るから、あなたも冷蔵庫へ入つて、この問題を少し考え直すことにして、きょうはこれで終わります。

○委員長(大森久司君) ちよつと速記をとめて。
 【速記中止】
 ○委員長(大森久司君) 速記を起してください。田代君。

○田代富士男君 いま、牛肉の問題で、木村委員からいろいろ質問がなされて、結論的には、一週間お互いに冷蔵庫に入つて頭を冷やしまして、うということでございますが、私も引き続きまして、豚肉並びに牛肉、その他流通機構の問題につきまして、時間の許される範囲内で質問をしたいと思ひます。

これは新潟県で起きた問題でございます。現在、公害問題というものは社会の注目的になっております。公害問題というものは都市周辺だけに起きる問題である、そのように思われておりましたが、われわれが予期もしないような農村地帯にも起きてゐるわけなんです。

【委員長退席、理事岡本哲君着席】

この問題というのは、農家において養豚をやつてゐるために、豚の鳴き声や、あるいは悪臭を放

つために、周囲の住民がこれではたまらなないと苦情を訴へまして、新潟の地裁へ訴えをいたしました。その結果、住民生活に対する妨害について慰謝料を支払いなさいと、全国的にも珍しい判決が下されまして、住民の生活権が認められたこのような判決が新潟地裁において行なわれたわけなんです。

この問題の起きた場所というのは、新潟市の中心からおおよそ二十キロ離れた新潟市でございまして、これは米作を主として、副業に養豚業をやつておりました。新潟市に對しましては、野菜等をビニールハウスで栽培して、いろいろ純農村地帯として営んでおるところでございますが、この地域において四十一年から農業構造改善事業というものが進められて、新潟市の当地の議事から事情を聞いてみまして、昭和四十五年までに三億四千万円ほどを投入しまして、農業の基盤整備が行なわれる、そのような見通しで現在やられておりますが、問題になりました養豚のため問題が起きた件でございますが、現在新潟市では、豚の飼育をやつてゐる農家は二十二軒ありますが、大休年間で二百五十頭、種豚二十六頭ぐらゐを飼育して、新潟県飼育農家の平均のおおよそ二倍ぐらゐをここで養豚をやつてゐるという事情でございますが、事の起り方は、この地域に、農業地帯でございましたが、三十五年に会社を定年退職しまして、この新潟地区に住むようになった島津さんという六十二歳の方がいらつしやいます。この人のところから八メートル離れた隣に、石附さんという農家があらつたわけなんです。石附さんの家は、もうじいさんの代からずっとそこに常住しておるわけなんです。島津さんが先で、あとで石附さんが養豚業をやるといふ話ばかりありますが、石附さんが先に養豚業をやつておる。そして新潟市から農業構造改善事業といつたしまして、このような養豚業を奨励されて、ずっと続けてきていた。ところが、昨年の五月に島津さんがこのような訴えをやりまして、新潟地裁の

正木判事も現場検証等をいたしました。そして、地裁の言い分では、確かにやまやましい、社会で共同生活をする上には多少の臭気や音、振動といった生活に対する妨害はまんしななければならぬけれども、それにも限度がある。そのように正木判事は認めまして、そして島津さんの言い分をそのまゝ認めまして、四十一年九月から四十二年五月まで一カ月三万円の割合で慰謝料を払いなさいという訴えを認めたわけなんです。

そうしますと、ここで問題になってくるのが、農林省当局の行政指導におきまして、このような農業構造改善地区に指定されて、養豚業を奨励しておるその時点においては、その付近には住宅地はありません。ところが、そこにあつた住宅地ができて、こういった問題が起きたために、予想しなかつたこういう問題が起きて、その結果、養豚業のお百姓さんにとりましてはまことにかわいそうな判決が出た。このような事件が起きたことは農林省当局としても御存じじやないかと思ひますが、私は、この事件をただ単なる事件として済ますわけにはいかないと思ふ。こういう養豚の公害による判決は初めてじゃないかと思ふわけなんです。それに対して、一面ではそのような養豚の奨励をしたのは農林省当局でございます。一面では、そのような住宅地の増加でそのような宅地ができたために訴へられた、となつたならば、いまでは自分の家の近くに住宅地は建つていないけれども、いつ建つかわからない不安感がつきまとつたならば、一体これはどうなるだろうか。はたして安心して生活ができるだろうか。農林省当局の行政指導をそのまま純真に実践していくことができるだろうか、そのように考えていくならば矛盾を感じてしかたがないんです。いま概略を申し上げましたが、このような問題を通過しまして農林省当局としてどのようにお考えであるか、まず一番最初に、局長の見解をお聞きしたいと思ふわけでございます。

○政府委員(岡田覚夫君) いま先生のお話しになりました新潟の場合については承知をいたしております。これは、本来の公害問題というよりは、相隣関係の問題だと私も思つておるわけでございます。結局、隣の家に非常に近いところに接近して豚舎をつくつたために起きた問題だといふふうに考えておるわけでございます。養豚をやりますに、どうしても、できるだけそういうふうな場所を選ばなければならぬ、問題を除去するよう形に考へるわけでございますが、基本的にはそのふん尿処理等の問題がからむわけでございます。実は、御承知のように、豚肉の需要の拡大に伴ひまして、国内の生産が非常に不足を来してゐるわけでございます。豚のふん尿は、本来から申しますと農地に還元すべき性質のものだと私は思つておるわけでございますが、最近の情勢からいたしまして、必ずしもそういうふうなことができないといふような立地条件があるわけでございます。そこで、ふん尿の処理を合理的にやるという施設につきまして、農林省におきましても試験研究機関を動員いたしまして検討いたしておるわけでございます。一部見通しのつきましたものにつきまして、四十三年度から助成をいたしまして実験事業に取りかかるといふようなことになっております。この実験の結果非常によろしいといふことであれば、この施設の普及につきましてさらに検討を加えてまいりたいといふふうに考へておるわけでございます。

○田代富士男君 いまいろいろふん尿の処理その他についても、豚肉の需要の増加によつてふえてゐるけれども、それも研究していく、そしてそういう住宅地の近郊へそういうものはつくらないようにということでございますが、事実、この新潟の場合は補償料を支払うことになつてゐるわけなんです。こういう農家の人が——まあ、いまも言うとおりに、順序から言うならば、最初居住地があつて、そこへこちらが進出して、そこで養豚業をやるといふならば、それは道理がわかりま

すが、あとから住宅ができているでしょう。そうして補償料を農家の人が払われているというこの事実の問題です。これはここ一カ所ではない。まあ今後そういうところへつくりたいようにするといいますが、住宅地はどんどんふえてきているのに対しまして、今後起らないということは言えないんじゃないですか。だから、起きた場合に、一つの判決がきまると、右へならえで、北海道から九州に至りましてその判決というものはなされていくわけです。この農家が補償料を支払うことになってもよいのかどうか、農林省の見解をお聞かせ願いたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 私が承知いたしておりますのは、隣接の建物がありまして、新しくその隣に接して豚舎を建てた、その豚舎の影響というふうな聞いてるわけでございます。したがって、選定というものは可能であるように思われるわけでございます。したがって、相隣関係から申しまして、できるだけ他人に悪い影響を与えないような形でやれることが望ましいというふうな考えでおるわけでございます。

○田代富士男君 それはいまから将来のことですけれども、いま言うように、事実判決が下って、補償料を支払わなくてはならない一つの事件が起きたわけです。これは新潟地裁の判決ですよ。だから、将来はそういうふうな建ててはならぬ——建ててはならぬというのはいまから将来のことですけれども、これは普通の事件と違ひまして、裁判の判決が出たということは、右へならえされて、今後農民がそういう補償料を支払うようになった場合はどうか、それを聞いていますかね。

○政府委員(岡田覚夫君) 先ほど申し上げましたように、一つは、たとえば都市近郊で公害の問題が出ておるわけでございます。農村地帯でも、ふん尿が流れまして水田に影響を与えるというふうな

問題もあるわけでございます。したがって、こういうものを除去する方法を確立していかなければならぬというのが基本的な問題でございます。できるだけそれを早くやるということで、試験研究も急いでおりますし、また、実験事業に取りかかっているわけでございます。現実には、この判決につきましまして、これは裁判所として相隣関係から判決が出されたものでございますので、これはやはりやむを得ないとわれわれは考えざるを得ないと思うわけでございます。したがって、こういうふうな事件が起きないように、できるだけ場所の選定を適切にするとか、あるいはふん尿の処理を合理化するというのを対策として取り上げざるを得ないというふうに考えておるわけでございます。

○田代富士男君 では、もうなったものはしかたがない、やむを得ないと、今後そういうことの起きないように措置を講じていく以外はない。それ以上私は追及しませんけれども、事実かわいそうじゃないですか。あなたたちはやれやれと言っておいて、そうしてその家自身はハメートルしか離れていないわけですか。だから、そういう養豚する場所をつくるにしまして、さほど離れていないわけですから、その点の問題につきましまして、今後起こってくる問題だと思うのです。それを心配するわけなんです、そういうことのないようにひとつやっていただいたいの思うわけなんです、それで、いま申された畜産業界というのは、非常にいろいろな問題点が多く残っております。まあ、一つ一つ取り上げていきますと、いま問題になっておりました牛肉の問題一つでも、そうです。豚肉の問題一つもそうです。あるいは卵一つにしてもそうなんです。そういう、いろいろ、牛乳といひ、卵といひ、この食肉といひ、問題が一ぱい残っておりますが、その多く残っている中で、私は、問題点は食肉関係じゃないかと思ひます。流通機構の問題にいたしまして、卵の場合は、御承知のとおり、現在は冷蔵もきまらずし、包装も完備されまして、生産地から末端

消費者まで完全に完全商品として届けられるような流通機構の段階になってまいりました。牛乳におきましても、最も腐敗しやすいような生鮮食料品でございまして、最近技術が改善されて輸送等も改善されて、これもほぼ卵並みに近代化されてきたという、その進歩の足あとと認めることができると思いますが、食肉だけが、現在まだ旧態依然の封建的な面が日本の国内においても残されているんじゃないかと思うわけなんです。

そこで、この残された食肉の流通機構の問題でございますが、価格安定政策や流通合理化の点でも同様でございますが、この関係性でございますね、食肉の流通機構の関係性につきまして、どのようにいま農林省として取り組んでいらっしゃるのか、あるいは、このように取り組んで、このような実績が卵や牛乳の流通機構の面にあらわれてきた、効果があつたという、そういう面があらりましたならば、その実績とあわせてひとつ説明を最初に願いたいと思うのでございます。

○政府委員(岡田覚夫君) それでは御説明申し上げます。御承知のように、食肉の需要というものは最近急速にふえてまいってきておるわけでございます。したがって、流通機構の整備というものが先行するといふわけにまいらぬわけでございますから、その意味ではおくれおる点も少なくないと思っております。

そこで、何と申しましても、食肉の流通機構の中心になりますのは、中央卸売り市場でございます。したがって、中央卸売り市場の整備ということにまず第一の重点を置いておるわけでございます。現在、全国で八カ所でございます。それから生産地におきまして共同出荷体制をとらせるというふうなことが非常に重要でございますので、そこで全国に食肉センターというものの設置の助成をいたしておるわけでございます。これは、毎年十カ所ぐらい継続的にこの数年間続けられてまいっているわけでございます。

それからもう一つは、食肉になります前に、家畜の取引の問題がございます。そこで、家畜取引市場というものが、これが家畜取引の中心になるわけでございますので、家畜取引市場の再編整備という事業を行なっているわけでございます。御承知のように、家畜市場につきましましては、非常に零細な規模のものがたくさんございまして、必ずしも合理的に運営されておらないという事態がございますので、これを集中いたしまして合理的な規模にするということで、再編整備を進めておるわけでございます。これに対して毎年助成を進めてまいっているわけでございます。

その他、いろいろございまして、基本的には以上を中心にして助成措置を通じまして改善をはかってまいっているわけでございます。

○田代富士男君 まあ、これは食肉に入る前に、いま申されました家畜の取引市場の整備、これは根本的な問題じゃないかと思ひますし、いまも生産地で共同出荷体制等をとっているというところでございますが、その家畜の問題はあとにいたしまして、食肉それ自身でございます。食肉と申しましても、これにはいろいろ種類があると思うのです。代表的なものには、鳥肉、あるいは豚、牛、われわれの食生活に最も関係の深いのはこの三つじゃないかと思ひますが、鳥肉の場合は、プロイラーが企業化されて、現在は、アメリカの影響を受けて、国際的デキ戦争を出現しておるような状況でございますが、そういう一面の進歩もございまして、まだ、豚あるいは牛肉の流通機構におきましては、問題点が多々あると思うわけなんです。その中で一番消費者に關係のある問題は、やはり価格の変動という問題点じゃないかと思ひます。その価格の変動という問題は、消費者にとりましましたら、食肉という一つの問題で、鳥肉でも豚肉でも牛肉でも、これは肉に変わりはしないわけなんです。その価格の変動のあり方が、どういふ変動を来たしておるかというところをよく見てみますと、季節によりまして、牛

肉がよく売れる時期と、肉豚がよく売れる時期と、鳥肉がよく売れる時期というものが、周期的なものがあるので、それによって、もちろんこれは価格と需要の変化の中で、また季節的な価格変動についての特質という問題が取り上げられるわけなんです。

そこで、この価格の安定というものをわれわれは願っていることでありますし、はかつていかなくてもはならないのですが、非常に変化が多い。特に豚肉の場合は、大きい周期が三年に一回くらい訪れてきております。いまから先はどうかわかりませんが、過去の事態を調べてみますと。その三年の中におきましても、百日の間に、四、五百円くらいしていたのが倍になるといふような、そういう動きも見られているときもあるわけなんです。そういうわけで、こういう豚肉あるいは牛肉との価格の関連性、あるいは鳥肉との価格の関連性、消費者との関係の価格の安定に對しまして、これはもちろん、いま申されました出荷体制というものも関係してまいるのでありますし、また、家畜取引というようなものも包含されたいろいろな問題点も含まれていると思いますが、何といつてもこれは安定させなければならぬ。その安定に對して努力はされておりますが、なかなか安定しない。その問題点はどこにあるのか。また、農林當局として、このように手を打っておる、問題点はどこであるか、安定をしないその根本原因について、並びに最近のその価格の変動について、三年——一、二年でもけっこうであります、という変動がなされておるのか、ということが簡単に御説明願いたいと思います。

○政府委員（岡田覚夫君） それでは価格変動の状況について申し上げます。

牛肉についてまず申し上げますと、卸売り価格、三十九年が年間を通じて三百四十七円でございます。四十年が四百三十九円でございます。四十一年が六百五円ということになっております。

それから豚肉につきましたは、卸売り価格は、

三十九年が三百七十三円でございます。四十年が三百七十三円でございます。四十一年が三百二十五円ということになっております。

それから鶏肉につきましては、三十九年が百三十四円、四十年が百三十九円、四十一年が九十五円、こういうことになっております。

○田代富士男君　これでいきますと、いま説明していただいたとおり、牛肉のほうが非常な値上り、傾向を示しておる。それに對しまして豚肉の場合には値下りの傾向を示しておる。これは特異な現象じゃないかと思うわけなんです。もちろん、これにつきましては生産体制自身に問題があるのじゃないかと思うわけなんです。これは、豚の場合には六カ月間で製品にするだけの成長をしまつて、一年間に二回回転をすることができ、牛の場合には二年半から三年かかる。そういう問題点がありまして、現在の食生活の上から申しましても、消費者の階層の上の部に当たる人々はおもに牛肉を食する、あるいは中以下の人々は豚肉に片寄つてしまつて、大衆食肉となされてゐる、そういう動きがありますので安くなつてゐる。そういう現象のもとに、牛肉というものに對しましては、だんだんだんだんと消費者自身の手が届かなくなつてゐる。そういうような現象が多く目についている現在でございますが、牛肉がどうしてそのような高くなつてゐるか。その牛肉が上がることによつて、豚肉も下がつてきておりますけれども、ある程度上がつたり下がつたりの變動が多いわけなんです。相關關係になつておるわけなんです。

そこで、牛肉について見ますと、その生産構造と流通機構の特質を見ますと、これははっきりするのじゃないかと思いますが、現在和牛の生産がほんとうに立ちおくられているというような一つの問題点が出てくるのじゃないかと思うわけなんです。そこで、この和牛の生産をやっていく場合に一番問題になってくるのは何かと言えば、ここに一般的に言うならば、博労制度ですか、博労の問題が大きき振りがかかってきているのじゃないか

と思うわけなんです。というのは、私が説明するまでもなく、もうおわかりのとおりに、生まれて半年ぐらいたちました牛が博覧に買われまして、そして二年半の年を通つて六回ないし七回そのような博覧の手を通つて売買されていく。その間に値段がいろいろな変化を來たてていきますが、あとでも触れたいと思いますが、そういうところには現在畜産部門の最もおくれた一面があるのではないかと思います。そこで、畜産組合というもの、全国で、そういう近代化をはかるために、そういう一部商人の搾取からのがれるために

に、つくられてきたわけですが、私は、このような畜産組合がつくられたならば、その畜産組合の中の指導員あるいは普及員という人々をもっと養成しまして、組合が中心となつて、このような生産体制、流通機構の問題点を解決していったならば、私はもっと、このようにだんだんと高くなつていっているところの牛肉の問題等も解決するところの原因が出てくるのじゃないかと思うのです。ところが、畜産組合ができたと同時に、その系統の組合が、博労、そのような者によつてなされてしまったということは、組合をつくつただけで、そういう機構ができたというだけで、内容は一つも変わりはしないのです。そうであつたならば、何のために畜産組合をつくつたかわからない、そういう問題が出てまいりますけれども、そのことに對しまして行政指導をやつていかにくちやならない農林省の当局として、いかがお考えでございますか。

ましたことと、それからふん尿を肥料に使つておりましたものに対して、化学肥料が普及してまいつた、こういうことから、急速に農業労働手段としての牛の必要がなくなつてきた、そういうことから、どんどん牛を売っていくというふうな事態が生じたわけでございます。昭和三十九年ころからその勢いが非常に急速になってまいりました、その結果、資源がかなり食いつぶしをされまして、その結果供給力が不足をいたしました、だんだん高くなつてまいつたということになるわけでございます。

そこで、生産対策といたしまして何とか国内で肉牛資源をふやす必要があるわけでございますので、そのために、たとえば価格対策といたしまして子牛の安定基金をつくるというふうなこともやっております。それからもう一つは、ここ当分の間、先生お話しのような、生まれましてから二年程度かかるわけでございますから、したがって、急速にふえるということとはなかなかむずかしい。そのために、従来生まれてすぐ屠殺されておりました乳牛の雄子牛を大体十六カ月ないし十八カ月肥育をいたしまして、四百五十キロないし五百キロぐらいの肉量に仕上げまして出荷をするということを奨励をいたしております。これが相当効果を生みまして、現に四十一年におきましては十萬頭近く出荷されるというふうな状態になってまいっております。国内の肉資源の供給力としては、最近ややふえつつあるというふうな状態になってまいっております。しかし、いづれにしても、需要にまず足りませんので、不足分は輸入に仰がざるを得ないというふうなことでございますけれども、将来の国際的な肉の需給見通しを検討してみますと、はなはだしく不足するという事態が生ずるということが予想されております、少なくとも牛肉に関しては。したがって、いまだできるだけ国内で資源を確保いたしまして、そういった場合の事態に対処するというのが必要であるというふうに考えておりますので、せっかく生産振興対策に努力をいたし

ておるわけですが、流通問題に關しまして、いま先生おっしゃいましたように、かつて牛というものは農家の労働手段として非常に長い期間飼われておったわけでございます。最後に、まあ屠殺をしまして肉に供給するというのが通常の形態であつたわけでございます。したがいまして、その間に牛が転々流通をいたしまして、数回の取引を経て農家の手に渡るといふような場合もかなりあつたわけでございます。ところが、最近では労働手段として飼われなくて、本来の肉牛として飼われるといふふうな事になりましたので、期間が非常に短くなりまして、流通経路も非常に単純化されつゝあるといふのが実態でございます。農家で生まれましたが半半くらい肥育されて、それが子牛として今度は肥育段階に入つていくといふふうな形に単純化されてきつゝあるように考へております。

そこで私たちは、まず肉牛の生産段階につきまして、共同で要するに飼育をするといふふうな形、農協なりあるいはその他の農業団体において共同で生産をして飼育をするといふような形を奨励をいたしました。それからまた、その子牛を肥育する段階におきましても、農協がそれを買い取りまして、農協が肥育するといふふうな単純な形で生産から出荷までが行なわれるといふふうなことが適当であるといふふうに考へて、そういう指導をいたして、それなりにいろいろと助成措置を講じておるわけでございます。ただ、昔は、肉牛の生産につきましては、労働手段でありましたためにコスト計算をしなかつたわけでございます。ところが、肉牛として生産し出荷するといふことになりまして、当然、採算がとれるかどうかといふことになるわけでございますが、三十九年當時は非常に肉の価格が安かつたために、生産をいたしましたがコストが引き合わないといふこともあつたわけでございますけれども、最近では、やや価格が高くなつております関係から、生産費を何とかカバーをするといふような状態になつてまいりました。したがいまして、生産意欲も出てまい

りまして、生産なり、それから肥育といふふうな形がふえてまいつておるわけでございます。

そこで、肉牛の生産は、何といたしまして、国際的には日本の生産は規模から申して非常に零細でおくれているわけでございますから、やはり技術的にもこれは相当指導をしていく必要があるといふふうなことを考へて、技術者についての研修を、農林省としても、県としても、できるだけ努力をいたしておるわけでございます。特に最近、大規模に牧場を持ちまして、そこで共同に飼育するといふふうな形がふえつゝあるわけでございます。そして、そういったと、牧場の管理者の技術といふものが非常に大切になつてまいるわけでございます。したがいまして、そういう牧場管理者を農林省に集めまして、積極的に牧場管理技術の研修をいたしまして、それで現地に帰すといふふうな措置を講じておるわけでございます。

○田代富士男君　いま、最近の概況について御説明をしていただきました、だんだんと大規模化し、共同飼育をはかつていきたい、そして従来のそういう流通段階よりも簡素化して、そして価格の面においても努力をしておると、そういういまの御説明でございましたが、何と申しても、豚の場合は、さつきも申しますとおり、生まれて六カ月で製品化されていくけれども、素牛は二年半ないし三年たないことには製品化されないといふ、そういうこともできない期間の問題があるわけなんです。私は、いま申されるように、そういう、共同飼育していくといふことについては、一面では解決されていく面もあるのではないかと思ひますけれども、再度言つておきますように、旧態依然として博労の問題なんです。これは一つの例でございますが、鳥取県の資料によりますと、最初素牛が四万一千九百頭であつたのが、最終的に売られていきました値段が二十五万円で売られてゐる。まあ、かれこれ二年半かそこらで約五倍になつてゐるわけなんです。いま申されるとおりに、和牛の生産におきましては、われわれが見ていかなければならないのは、資本

の回転という問題があると思ふのです。そうしたならば、三年あるいは二年半投資しつぱなといふことはたいへんなことなんで、そういうところに、いま申されるように、五段階、六段階の段階といふものがあるのじゃないかと思ふのです。素牛から幼齡育成と申しますか、その段階を経まして若齡肥育、それから肥育業者に渡されて消費地の肥育業者へと、そういうふうなこまかい分業の上に飼育されているわけなんです。そのような段階を経ているわけなんです。

これを一つの例でとつていきますと、鳥取の倉吉で、いま申すとおりに素牛として売られた価格が四万一千九百円、これで家畜卸商に博労の手で第一回に落とされた。そしてどういふことになつたかと言いますと、四日間たちまして栃木県の石橋家畜市場へ連れていかれて、そこでまず取引がされた。石橋の家畜市場といふのは全国的にもトップクラスの子牛の集散所なんです。そこで取引されまして県下の家畜業者に買われていつて連れていかれた。そして今度はどこに連れていかれたかと言へば、群馬県の前橋家畜市場のせり市に出された。そこでまた買われて、そしてそこで買われた博労の手によりまして、その近くの農村の家畜に売られていった。これは生後半年の素牛でございますが、これが四回もせり市にかけられてゐる。そして、その群馬県の前橋周辺で飼育されま

したその鳥取県の牛が、一年間たちまして大体二百五十キロ、あるいは体格のよいのは三百キロくらい、まあ三百キロまでにならないけれども、二百五十キロから三百キロぐらいの体格になつてゐる。そうしますと、今度は反対に、それが地元の家畜商の手で前橋市場に連れ戻されて、せり市に出された。そこでまた別の家畜商に買われまして、今度はもまた別の石橋家畜市場に戻された。そしてそこで、びっくりすることは、鳥取県からそのように石橋、前橋を経て売られてきたその素牛が、今度は反対に、前橋家畜市場、それから石橋市場に行つたときに、そこに買いに来てゐる家畜業者といふのは鳥取県の家畜業者で、そ

して成牛として買つていった。この間、一年半で十一万円に上がつてゐる、十一万円に。まあ、その間に、もうかれこれ六回売りさばきされてゐる。運賃が、子牛で千円、成牛で四千円。まあこの運賃だけ考えましてもたいへんなことでございますが、そのようにして、自分の生まれ故郷の倉吉に連れて帰つた。そこで四カ月間飼育されまして、今度は十九万五千円で京都府下で売られつてゐた。そして京都府下で売られつたその牛は、二カ月間、最後の総仕上げとも申しますか、肉牛としての最高の価値をあらしめるための手入れがされまして、最後は二十五万円として神戸の肉屋さんに売り渡されていった。この牛の一生をたどつてみるならば、このようにいたしまして約五倍の価格となりまして、こういう段階を経ている。

そこで、博労でございますが、通称博労は、大体六十頭の牛に対して一人、農家にすれば四十五戸に対して一人の博労が現在はおるといふように、実態は上下があると思ひますが、平均して、そのように言われておりますが、いま局長が、流通機構を近代化しましてそのような流通段階も簡素化したと仰せられますが、もちろん、食肉の流通機構を合理化するためには、このような中間商人をなくしていかなければならない、そして、いまさつきから何回も言つておりますところの畜産組合の機能といふものを、もっとこれを發揮していかなければならぬと思ふわけなんです。いま申し上げました金額と牛の一生を追つていきますと、関係からいしても、機構もそうでございますが、中間搾取と言われるようなそういう業態を改めていかなければならぬ。しかし、何回もこれは言われていることでございますが、どういふわけが知りませんけれども、新しい組合ができて、そういう博労の手によつて左右されてしまふ。これはいかぬじゃないかと思ふのですが、この事実の問題と、いまさつき局長が、このように進歩していると申されましても、根強いものがあります。そういう博労、中間業者の搾取の問題

題に對しまして、これを改めない限りは、私は根本的な解決はできないじゃないかと思うのです。だから、一説によりますれば、やはりもうこの二十五万円の半分は家畜商のマージンである、そのようにも言われているわけなんです。そのような根本的な一貫した生産体制というものを確立していかなければならないし、いまま努力しているところと申されましても、まだまだこういう実態があがってきております。私は一つの実例を申し上げたけれども、この点に對してはいかがでございますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 先生が例をあげられました。そういう例も、現実にはあると私は思っております。思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、要するに、肉牛として出荷をするという方向に向かつてまいっておりますから、したがって、その流通機構は大体六カ月くらいまでにはいたしまして、あと通常の形態として、最近では先生御承知と思ひますけれども、若齢肥育というものがございまして、あと十二カ月くらい育てまして、四百五十キロないし五百キロにして出すというのが、最近の傾向としては非常に多くなりつつあるわけでございます。そういうような関係から、だんだん流通の合理化というものは行なわれつつあるというふうに私は思っております。われわれといたしまして、生産段階にいたしましては共同でやはりやります、それをさらに協同組合その他の農村の組合で共同肥育をするというふうな形に持っていくのが、きわめて単純であつて、きわめてまた合理的な形態であるというように思っております。そういう方向に誘導をしますように助成措置を講じてまいっておりますわけでございます。まあ、転々流通をいたすというように、先生のお話にありましたような形態をここで一挙になくしてしまうということは、私はなかなかむずかしいと思うのでございますけれども、やはりその合理的な姿に持っていくという必要は非常に痛切に感じておるわけでございます。今後できるだけそういうような形で努力をいたした

いというように思っております。努力していきうとおっしゃいます。いま言うように、努力していき消費者を差別すると、言へば誤解がありますが、上中下に分けますと、やはり所得の高い人が牛肉を食べて、一般の人は手が届かないように上がつてきたと、だから牛肉はきゅうきゅう上がつて、豚肉はとんと下がるというのを町では言っている人もありますけれども、そこで、このことは需要と供給のバランスの問題になってくると思ひますが、いまの日本の現況として牛肉が足りないのは事実なんです。それに対して、現時点でどのような措置を講じていらっしゃるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) 先ほど申しましたように、やはり将来の國際的な需給を考へてみましても不足であるといううなことが言われてゐるわけでございます。国内でこの資源をふやしていくことを最大の課題にしなければならぬというように思つて、そういうような施策を講じておるわけでございます。当面必要なものについては輸入をせざるを得ないということ、輸入をいたして、四十一年度には一万トン、四十二年度一万九千トンという輸入割当をいたしておるわけでございます。それで、輸入されました牛肉は、御承知のように、かなり安いわけでございます。けれども、國民の牛肉に対する嗜好というものが、従来から特殊の嗜好がございますために、上肉につきましては、輸入されませんでした。価格というものがそれほど影響を及ぼしてありません。しかし、まあ横ばい状態で推移いたしております。ところが、中肉、並肉につきましては、輸入の影響というものはやはり出ております。価格的に申しますと軟調でございます。特に並肉につきましては、かなり下がつてまいっております。というふうな状態にあるわけでございます。で、輸入肉が一つは冷凍であるということ、それから味が本来の和牛の味とは違ひまして、というふ

うなこともございまして、牛肉が不足であるというわりあいには、輸入いたしましたものがどんだん売れるという状態には、必ずしもないわけでございます。これは、先ほど申し上げましたように、冷凍の解凍する方法でありますとか、やはり味が若干違ひますとか、というふうなことが影響を及ぼしてゐるわけでございます。したがって、いま申して、できるだけ輸入肉についても消費が行なわれるような形をとつておるわけでございます。

○田代富士男君 いま、牛肉自身の不足に對しましては、国内ではその資源をふやしていく、しかし、資源をふやすといひましても二年半ないし三年かかりますから、これは急に需要を満たすというわけにいかないから、当面の問題として輸入によつてまかなう以外にないという御説明がございましたが、そのようないま措置をとつていらっしゃるけれども、沖繩から肉が輸入されておるわけなんです。これはもう私が言うまでもなく、本土への肉の輸入につきましては、農林省は、これは二千三百頭、来年は千五百頭に押えて、昭和四十五年からは全國的にやめるという方針を打ち出された。そうして、このことにつきましましては琉球政府も一応は協力する、そのように言われておる。しかし、御承知のとおり、またいまも説明がなされましたとおり、牛肉の値段というものは、輸入肉というものは非常に安い。一例で言うならば、百グラム六十円の小売値段でそろばんのとれる牛肉といへば、現在輸入されておる外國産の牛肉よりも百グラム当たり十円くらい安い。ほかの輸入牛肉よりも沖繩から輸入した牛肉が十円くらい安い。いま局長が申されました味が違ふという問題も、それは大事な問題点になると思ひますが、私もこの肉を食べたことがありません。試食をしてみました。これは料理の次第によらば、奥さんの腕次第で、さほど味には変わりがないわけでありま。料理がへたであつたならば、上肉を食べても肉の味がしない場合があるりますが、料理のしかたによっては、輸入肉であ

ろうと内地の牛肉であらうと、さほど変わりがないという……。料理学校の先生からも私は意見を聞いてみたのです。それは奥さんの腕次第です。やはり、このような輸入肉というものに對しましては、消費者の立場である主婦の立場というものは魅力があります。特に沖繩から入ってくる牛肉は輸入肉よりもまだ安い。まあおもしろい、これは東京もそうでございますが、関西のスーパーマーケット、そういうところで多量に売られておりますが、非常に好評である。

政府の方針自身も、物価の安定というものを旗がしらに掲げております。佐藤内閣は物価安定のために戦つていきますと、そのように言つておるわけでありま。ところが、このように安い肉が入ってくるにもかかわらず、沖繩からの肉牛の輸入は制限をするといううな農林省の方針が打ち出されたのです。これは、国内の、いま申すところには素牛がまだ少ないために、国内の素牛をどんどんふやしていくならば、資源をふやしていくならば、輸入しなくてもよろしいというならば話がわからぬわけはありません。しかし、将来、いづれにしても絶対量の、この肉牛なら肉牛というものは国内においては不足してくる、このような和牛を飼育するのに適した地域というものは、日本では阿蘇山のみもとと北海道の一部と長野県の一部、このように限られた地域に限定されてくるわけなんです。そうすると、いづれにしましても、資源を満たしていくようにいま措置を講じているといひましても、ある一定の限度があるわけなんです。いづれは輸入をして満たしていかなくちやならない。豪州からいまだ輸入をしてゐる。いま木村委員からも質疑がなされましたが、中共からもそのような安い肉牛があつたならば輸入すべきじゃなからうか。いま技術的な問題で云々といふことを御答弁なさつていらつしやいます。したが、将来日本だけでまかなわれるならば制限されるということもわかりますが、絶対量が足りないのに、沖繩からのルートだけをこのように制限をするというのは、農林省の当局として当然の

措置がわかりませんが、物価安定、消費者に對してのサービスの精神からいいますと、この点は私は矛盾するんじゃないかと思うんです。その点に對しまして、農林省當局としてどういふお考えでございますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 御承知のように、沖縄産の牛肉は、南西諸島物資ということで、その輸入は自由であり、また関税はかけないというたてまえをとっております。この特例を認めた趣旨は、歴史的、経済的な理由によつて、これらの地域と本土との経済的一体化を促進することにあるというふうに考えております。したがって、沖縄で生産されたものが国内へ入ってくることに對しては、これは今後大いに奨励すべきであり、当然であると思つております。ただ、外国のものが沖縄を通りまして、無税であるということとを理由にして本土へ自由に入ってくるということは非常に問題がある。いまの現行制度からいまして、食肉につきましては二五%の関税をかけるというところになつてゐるわけですが、それを避けるために沖縄を経由して入ってくることを認めるといふことは、現在の制度が根本的にこわれるといふことでございますから、これはどうも適當ではないといふふうに判断いたしておるわけでございまして、沖縄で生産をされて本土へほとんど人出荷されるということにつきましては、何らの制限も課するといふ考えはございません。この点につきましては沖縄と協議をいたしましたけれども、沖縄としましても、そういう方式は妥當でないといふことで改めたいといふことでござい

ますと、その国の農業生産機構と密接に結びついているので、その関連を考へていかなるかならないと思ひますが、それぞれの国では、国際分業としての農業が早く確立されていつてゐるわけですから、国際分業として農業が。そのように、農産物を輸出しながら、農産物を輸入してゐるという面では、有利な面が見られてゐる実績も残されてゐるわけなんです。だから、関税の問題だけでそのように引つかつておられますけれども、しかし、そのように関税関税と言ひますけれども、消費者自身は喜んでゐることなんです。だから、そのようになつてゐるだけの影響があるのか。一年間輸入したその金額にしてどれだけの影響があるのか。それよりも、日本の消費者全体がそのように潤う度合いから考へていくならば、私はもつとこれを合法的に考へるべき余地があるんじゃないやうなうか。それが純然たる改善であるならばよろしいですが、国内の一部の業者の声を代弁、代表してゐるやうな、そういう農林省の當局の言ひ方というのは、われわれ納得できないと思ひます。国民大衆が喜んでいくやうにするか。じゃ、関税二五%の問題は、トータル出しますと一年間どれだけの金額になるか、国民の生活がどれだけ安定するか、そのやうな考へからいつたならば、どちらがプラスでしょうか、局長。局長も大衆の一人でございますから。

○政府委員(岡田覚夫君) 先生のお話もよくわかるわけでございまして、国として制度的に二五%という関税をかけておるわけでございまして、これはそれだけの理由がありまして関税をかけておるわけなんです。一方で関税をかける自由に入れるといふ余地を残すといふことは、国の関税制度としてあり得ないと思ひます。それがたまたま沖縄といふ特殊地域であるといふことを理由に、そのやうなものが入ってくるといふことは、どうも制度としてはおかしいのではないかと考へるかと考へられる。もう一つは、その沖縄が、将来、砂糖でありますとか、肉牛の生産といふことで、やはり産業的には重要な位置を占めるもので、

○田代富士男君 沖縄自身の問題をここで大きく取り上げられましたですが、現時点におきましては、この牛肉の不足といふことは、もう需要に足らないといふことは目に見えて明らかでございまして、関税二五%が国のためだからと、そのやうにおしやるならば、政治資金の規正法案、あれはざる法ではないですか。そういう、もう根本的な問題はざる法になつてゐて、それが抜け穴があつたらいいんだと、こういうことを言つておつたら、これを何とか合法化していくならば、さういふ道は考えられないか。あくまでも二五%の関税一本で突つぱねていくか。私が言つてゐるのは、二五%のワックでしぼつた、そのためのプラスの面とマイナスの面を、沖縄の業者——一部の業者とおしやいますけれども、沖縄と畜産体制といふものは興隆さしていかなければならぬ。向かうには飼育に必要な、名前は「コウ」何とかいう草があるといふことを聞いておられますけれども、それはやつていかなくちやならないし、從來は日本から沖縄に輸出してゐたわけなんです。御承知のとおり、十年前までは、しかし、日本から沖縄に輸出ができなくなつたといふ原因は、国内のこのやうな生産体制に欠陥があつたために、反對に逆の輸入をしなくちやならないといふやうな今日の事態になつてきてゐるわけなんです。だから、いま局長

おしやるのとおり、外国の一部資本によつて独占されたならば、これは日本の国内の畜産業界はたいへんことになる。そういうことも私はわかってゐるわけではありませぬけれども、もつと、これだけ安くて、そのやうな肉牛があるわけなんです。その点、私は、どこの肉牛であろうとも、そのやうに安くして、そして経済的にもちゃんと成り立つていくだけの生産体制を持つてゐる地域があるわけなんです。国土が違ふと言へばそれまででございますが、そういう点をあわせて考へていかなくちやならないと思ひます。

まあ、この点につきましては、また次回も、もつと関税の問題から私は質問したいと思ひますが、そのやうに、いま局長が、外国の資本に押されたならばどうすることもできない、まず国内生産体制を確立しなければならぬと口すつぱく申されまが、じゃ、国内においてそのやうな生産体制を確立するためにいふんな制度が設けられておるやうな、熱心になされてゐない面もあるのです。これは小さな問題です、小さな問題ですが、小さな問題を取り上げておるやうな、さういふ機運が出ておるやうな、養豚経営を安定させるためにこの共済制度を設けていつたらどうか、この問題一つにしましても、いま検討の最中だといふことを聞いておられますけれども、これ一つすらも、ほんとにそれを真剣に思ふならば表現していきのあたりまえじゃないかと思ひます。一方でこの問題を取り上げますと、これは外国資本に對して国内の生産業者を守つていかなくちやないといふ言われ。それなら、守つていくため、どういふところの不合理な点をわれわれは理解できないわけなんです。そうかといつて、大衆はそのやうな安い牛肉が買えるといふことを喜んでゐるわけなんです。そういう人々が納得するやうな、そういうやうな何ら説明がない。四十五年に

第二十部 物価等対策特別委員会會議録第七号

昭和四十三年四月十九日 【参議院】

一五

なったらそれを廃止する、こういうようなただ一片の通達とか、そういうものによってなされるというところはいまきつから言っているように、官僚主義といいますが、大衆不在といいますが、そういう面が残されていると思うわけなんです、そういう問題から、この共済制度の問題についてはいかがでございませうか。

○政府委員(岡田覚夫君) 共済制度につきましては、先生御承知のとおり、現在検討をいたしておるわけでございまして、これは直接には経済局のほうでやっておるわけでございしますが、ただ、その肉の価格につきましては、御承知のように、まあ必要量は輸入をするというたてまえをとっておるわけでございまして、そういうことで、外国の肉は現実には安く売られておる。安く売られておりますけれども、先生おっしゃる通りに、日本人というのは大体において牛肉というのはいさぎ焼きに主として利用されておるといふ形から、必ずしも外国の肉が十分に飛ぶように売れるという状態ではないわけでございまして、価格的に申しますとかなり安い価格でありますけれども、現実には、それほど飛ぶようには売れていないという状態でございますから、やはり食べ方の問題も一つあるわけでございまして、そういう点も十分指導いたしまして、やはり必要なものはできるだけ外国から輸入をするというふうな形でやるべきであるわけですが、その際、輸入としましては、やはり制度というものがあつたわけでございまして、その制度のたてまえにのっとりまして輸入が行なわれるということが望ましいというふうな考えでおるわけでございまして、

○田代富士男君 それと、いまききもちょうと申しましたけれども、現在の状況といたしまして、新しい動きとして、国際分業としての農業のあり方というものを考えなくちゃならない段階に来ておりますし、諸外国の例ではそういう対策がなされていくわけなんです、日本の場合は大いに異なりました、長く国際農業と競争に立つことがなかったわけなんです、これはすべての業界に言

えますが、貿易自由化の波にやっと立ち入ったというように段階でございまして、こういう点に對しまして、今後どのようにお考えであるか。

○政府委員(岡田覚夫君) まあ、これは農林省全体の非常な大きな問題でございまして、私からお答えするのはどうも適當ではないと私は思っておりますが、ただ私たちの所管をいたしておりますものについて申し上げますと、牛肉等につきましては、は、国際的に必ずしも将来供給は均衡しない、むしろ不足ぎみであるというふうな状態にあるわけでございまして、これはやはりできるだけ国内でつくるということにしなければならぬのじゃないかというふうに思っております。それから、豚肉、鶏肉等につきましては、これは将来の需要の伸びも相当大きなものがあると考えますけれども、国内で十分必要な生産をあげることができるといふふうに考えております。それから、牛乳、乳製品等につきましても、これはやはり将来の国際的需給関係から考えまして、できるだけ国内で生産をすることが望ましいというふうに考えてございまして、そういうふうな努力をいたしておるわけでございまして、しかし、いづれにしましても、国際的に競争がでさうような生産構造にする必要があるわけでございまして、したがって、そういうふうな方向に極力努力をいたしたいと考えているわけでございまして、

○田代富士男君 この問題も聞きたいと思いましたが、きょうは大臣が御出席になりませんでしたが、局長の部門の問題だけをお聞きしました、諸外国の例を見ますと、長期対策としましては、農林全般の問題といたしまして、農業保険あるいは家畜保険あるいは農業資材等のコストの引き下げ等の補助金あるいは低利融資、土地改良、新技術の導入など、農業構造の改善、あるいは価格政策、コスト引き下げの措置、対策と、いろいろ諸外国の例がなされております。私も読んでみましたけれども、こういう大きい農林全体の問題として私お聞きしたいと思っております、大臣がお見えになっていませんから、局長の部門に

おきまして、長期対策としてのいま代表的なものを申し上げましたが、諸外国の例も参考に、こういう点は生かしていきたいというビジョンがありましたならば、最後にお聞かせ願いたいと思っております。それで私の質問はきょうは終わりたいと思っております。

○政府委員(岡田覚夫君) 先ほども申し上げましたように、やはり国際競争力をつけていくということが必要であると思っております。長期的に見まして、できるだけ畜産物につきましては自給ができるような方向で努力をする、その際、国際競争力のあるような合理的な経営をつくりあげていくということが必要であらうというふうに考えておるわけでございまして、そういう方向で努力もいたしたいというふうに考えておるわけでございまして、

○理事(岡本悟君) 他に御発言がなければ、本件に関する質疑はこの程度にとどめたいと存じます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、公共料金値上げ反対等に関する請願(第三一三〇号)

第三一三〇号 昭和四十三年三月二十一日受理
公共料金値上げ反対等に関する請願
請願者 埼玉県上尾市大字平塚二、四四四ノ五一 青木俊雄外八百九十八名

紹介議員 村田 秀三君

政府は、働く者が安心して生活できる社会になるよう、左記事項の実現を図らねばならぬ。

一、米価、生鮮食料品、フロ代等の値上げに伴う家計の出費にみあう減税を即時実現すること。
二、酒タバコの増税は直ちに中止すること。
三、国鉄定期代の値上げをとりやめること。
四、軍事費増額分を老人ホーム、身体障害児施設等福祉政策関係費へまわすこと。

五、社会保険料改悪の計画は白紙へもどすこと。
四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、消費者保護基本法案(衆)

消費者保護基本法案

消費者保護基本法案

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 消費者の保護に関する施策等(第七―第十五条)

第三章 行政機関等(第十六条―第十七条)

第四章 消費者保護会議等(第十八条―第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者の利益の擁護及び増進に關し、国、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に關する対策の総合的推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に關する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に即した消費者の保護に關する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、国又は地方

公共団体を実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、常に、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

(消費者の役割)

第五条 消費者は、経済社会の発展に即応して、みずからすすんで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第二章 消費者の保護に関する施策等

(危害の防止)

第七条 国は、国民の消費生活において商品及び役務が国民の生命、身体及び財産に対して及ぼす危害を防止するため、商品及び役務について、必要な危害防止の基準を整備し、その確保を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第八条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第九条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(表示の適正化等)

第十条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質その他の内容に関する表示制度を整備し、虚偽又は誇大な表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の確保等)

第十一条 国は、商品及び役務の価格等について公正かつ自由な競争を不当に制限する行為を規制するために必要な施策を講ずるとともに、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第十二条 国は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品及び役務に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十三条 国は、消費者の保護に関する適正な施策の策定及び実施に資するため、消費者の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第十四条 国は、消費者の保護に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行なう施設を整備するとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理体制の整備等)

第十五条 事業者は、消費者との間の取引に關して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

2 市町村(特別区を含む。)は、事業者と消費者との間の取引に關して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、事業者と消費者との間の取引に關して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第十六条 国及び地方公共団体は、消費者の保護に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(消費者の組織化)

第十七条 国は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第四章 消費者保護会議等

(消費者保護会議)

第十八条 総理府に、附屬機関として、消費者保護会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、消費者の保護に関する基本的な施策の企画に關して審議し、及びその施策の実施を推進する事務をつかさどる。

第十九条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、経済企画庁国民生活局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(国民生活審議会)

第二十条 消費者の保護に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)第十四条の定めるところにより、国民生活審議会において行なうものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の項の次に次のように加える。

消費者保護基本法(昭和四十三年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

消費者保護会議

第六号中正誤

ベ	段行	誤
五	二七	合近い
ハ	二九	あのみずから
二	四五	変身
		変心
		近い
		おのみずから
		正

昭和四十三年四月二十八日印刷

昭和四十三年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局